

愛西市立小中学校適正規模等並びに 老朽化対策基本計画（案）

【第Ⅰ期：令和6年度～令和13年度】

愛西市教育委員会

（令和6年〇月）

目次

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置づけ	1
4. 適正化事業の背景	2
(1) 社会の変化	2
(2) 国の動向	3
(3) 学校の変化	7
(4) 愛西市のこれまでの取組	9

II. 小中学校の現況と将来推計

1. 愛西市内の小中学校	13
2. 愛西市の人口推移	15
(1) 愛西市の人口	15
(2) 佐屋・立田・八開・佐織地区別の人口	15
3. 愛西市の児童生徒数等の推移	21
(1) 児童生徒数	21
(2) 小学校別の児童数・学級数	21
(3) 中学校別の生徒数・学級数	23
(4) 学校規模	24
4. 学校施設の老朽化	25
(1) 現状	25
(2) 老朽化対策検討委員会からの提言	27
5. 中高一貫教育の制度による影響	29

III. 学校規模及び学校配置の適正化の必要性

1. 規模による利点と課題	30
2. 適正化の要件	32

IV. 学校規模・学校配置の適正化並びに老朽化対策

1. 学校規模・学校配置の適正化に関する国・愛西市の基準、方針	33
(1) 適正な学校規模について	33
(2) 適正な学校配置について	35
(3) 通学路について	36
2. 基本計画策定の視点	37

3.	基本計画における学校規模等適正化並びに老朽化対策を図る手法	38
(1)	中学校の統廃合	38
(2)	小学校の統廃合	39
(3)	通学方法	39
(4)	通学路	40
(5)	老朽化対策	40
4.	具体的な施策について	41
(施策 1)	佐屋小学校の老朽化対策	41
(施策 2)	A 中学校（仮称）を現在の佐屋中学校の場所に配置	42
(施策 3)	B 中学校（仮称）を現在の佐織西中学校の場所に配置	44
(施策 4)	C 小学校（仮称）を現在の立田中学校の場所に配置	46
(施策 5)	学校施設の老朽化対策等について	48

V. 計画の進め方

1.	学校施設の整備に向けて	49
(1)	調査	49
(2)	設計	49
(3)	施工	49
2.	通学	50
(1)	通学方法	50
(2)	通学路の決定・整備	50
3.	関係校の事前交流	50
4.	各施策の実現に向けた体制	50
(1)	準備委員会（仮称）	50
(2)	愛西市立小中学校適正化事業プロジェクトチーム	51
(3)	情報公開及び市民との意見交換	51
5.	基本計画の進捗管理	51

参考資料

各小中学校カルテ

愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会委員名簿

愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策地区検討協議会委員名簿

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進行する中、愛西市でも児童生徒数は年々減少傾向にあり、多くの小中学校で小規模化が進んでいるのが現状です。また、愛西市の人口の将来推計より、今後とも少子化の進行は避けられず、小中学校の小規模校のさらなる増加が進むことが予想されます。また、愛西市の小中学校は老朽化が深刻化しており、今後学校運営に支障を来すとともに学校生活の安全性にも影響を及ぼすおそれがあります。

現状のままだと将来的に、教育環境への様々な課題が生じることが懸念されています。

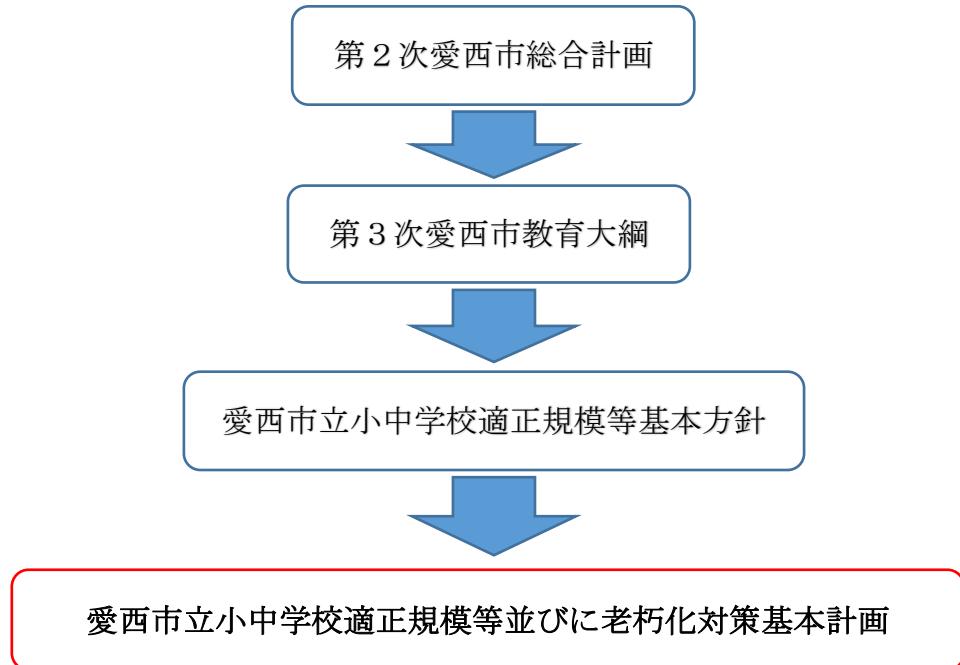
愛西市では、子どもたちにとってより良い教育環境を整えるため、取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、将来を見通した学校統廃合等の具体的施策を示すことを目的として「愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定します。

2. 計画期間

令和6年4月から令和14年3月の期間を、基本計画の第Ⅰ期とします。

3. 計画の位置づけ

「基本計画」は、「第2次愛西市総合計画」、「第3次愛西市教育大綱」、「愛西市小中学校適正規模等基本方針」（以下、「基本方針」という。）の次に位置づけています。



4. 適正化事業の背景

(1) 社会の変化

ア 人口減少と少子高齢化

総務省統計局によると、日本の総人口は、平成 20 年に約 1 億 2,800 万人となり、ピークに達しました。平成 23 年以降は減少し続けており、令和 4 年 10 月 1 日現在では、約 1 億 2,500 万人となっており、総人口は、長期の減少過程に入っています。

総人口に占める年少人口（0 歳から 14 歳まで）の割合は、平成 20 年では 13.5% であったのが、令和 4 年には 11.6% となっており、総人口に占める年少人口の割合は減少しています。一方で、総人口に占める老人人口（65 歳以上）の割合は、平成 20 年では 22.1% であったのが、令和 4 年には 29.0% となっており、総人口に占める老人人口の割合は増加しています。

イ 多様化・グローバル化

日本は、20 世紀後半より、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等、様々な事由により、気軽に海外の言語や文化に触れる機会が増加しています。

グローバル化が進展する社会では、自らとは異なる文化や歴史に立脚する人々と共に存していく必要があります。そのためには、まず外国語によるコミュニケーション能力の習得が重要とされ、これまでのように一部の職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定されます。それに加え、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、その上で、人権、平和、異文化等のテーマを世界規模で物事を考える力を身に付けることも重要とされています。

ウ 先行き不透明な時代

上記以外にも、DX（デジタル革新）※1 や AI（人工知能）※2 を始めとした絶え間ない技術革新、地球規模で起こる社会問題や環境問題等、今まで想定できなかったことが現在起きています。

そのような時代において、子どもたちに必要となるのは、自ら課題を見つけ、自らが学び、自らが考え、主体的に判断し、行動し、問題が解決する能力や他人とともに協調し、思いやる人間性等とされています。

※1 デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへ変革すること。

※2 人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。

(2) 国の動向

ア 教育基本法の改正

旧教育基本法は終戦直後に作られましたが、60年近くが経ち、社会の大きな変化と共に子どもたちの学力低下や学習意欲、体力の低下、規範意識の希薄化、対人関係能力の低下、生活習慣の乱れ等、様々な問題が指摘されるようになりました。

このような中で、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念を明確に示し、国民と共通理解を図りながら、自国の未来を切り拓く教育を実現していくため、平成18年に教育基本法が改正されました。

現行の教育基本法では、教育の目的・目標と理念が明らかにされ、義務教育等の実施に関する基本的な事項が示されています。

「教育基本法第5条第2項」

義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自律的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

イ 学校教育法の改正

教育基本法の改正や中央教育審議会の答申等を踏まえ、学校教育の充実を図るために、平成19年に学校教育法が改正されました。

学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、副校長その他の新しい職を設置することができるようになりました。併せて義務教育の目標を定め、小中学校の目的・目標が見直されました。

「学校教育法第21条（一部抜粋）」

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自立及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 2 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 3～9 （略）
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来的の進路を選択する能力を養うこと。

「学校教育法第 29 条」

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

「学校教育法第 30 条（一部抜粋）」

小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

「学校教育法第 45 条」

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

「学校教育法第 46 条」

中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第 21 条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

ウ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

教育基本法、学校教育法によれば、学校では、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化が中長期的に継続して進むことが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。

のことから、平成27年に、市町村教育委員会が、学校統合の適否または小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や都道府県教育委員会が、これらの事柄について市町村教育委員会に指導や助言を行う際の、基本的な方向性や考慮すべき要素や留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下、「手引」という。）を国が策定しました。

学校の果たす役割

児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養う

学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要

- **一定の規模の児童生徒集団の確保**
- **経験年数、専門性、男女比等のバランスのとれた教職員集団の配置 が必要**

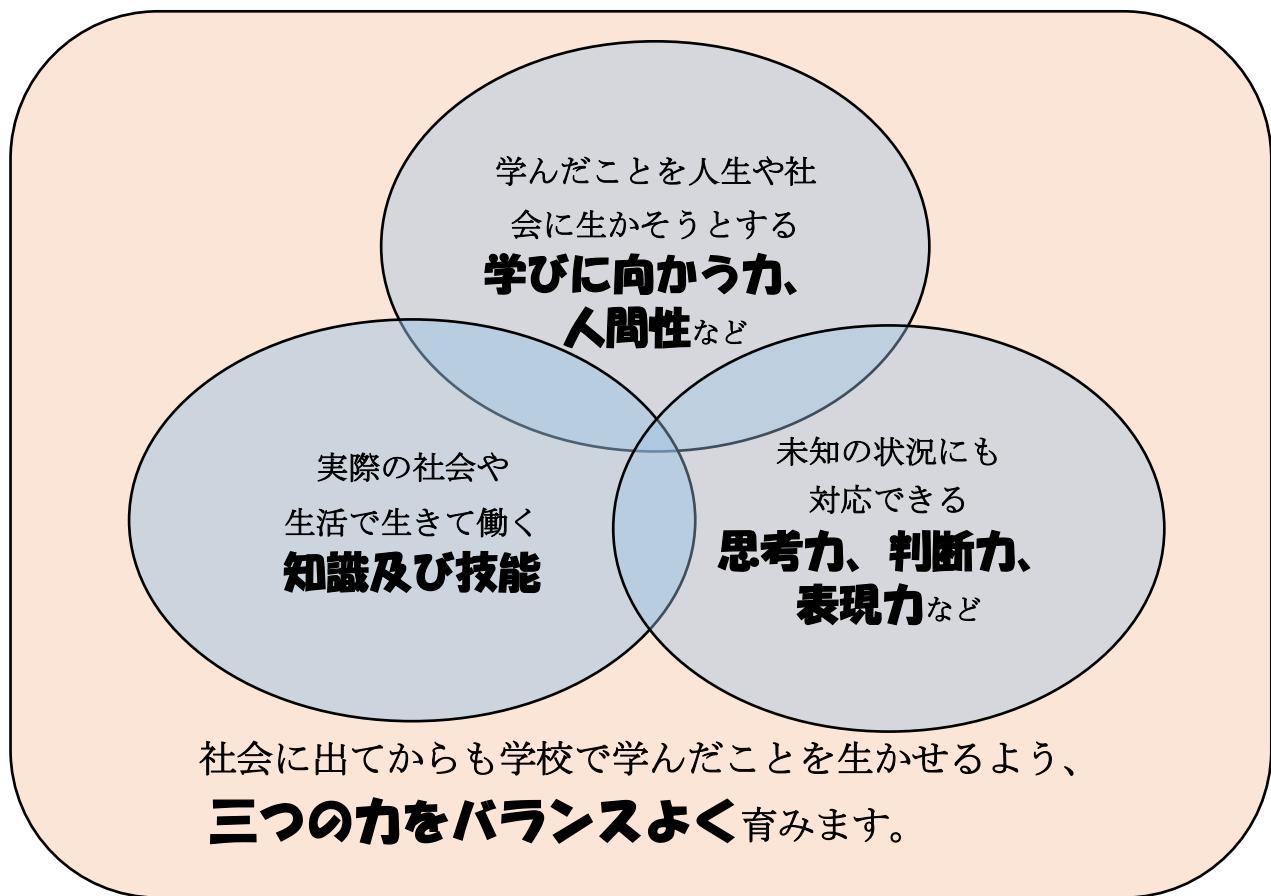
「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（要約）

エ 学習指導要領の改訂

「学習指導要領」とは、どこの学校でも一定水準が保てるよう、国が定めている教育課程の基準で、約10年ごとに改訂され、直近では、平成31年に改訂されています。

グローバル化や急速な情報化、AI（人工知能）の活用による技術革新等、数年前では考えられなかつたような激しい変化が起きています。このような社会の変化を見据えて、子どもたちがこれからを生きていくために必要な資質や能力を身につけることが重要です。

社会の変化が激しく、将来の予測が困難な時代の中で、子どもたちには、変化を前向きに受け止め、実際の社会や生活の中で、人間ならではの感性を働かせて、人生や社会をより豊かなものにしていくことが期待されています。



文部科学省ホームページ（要約）

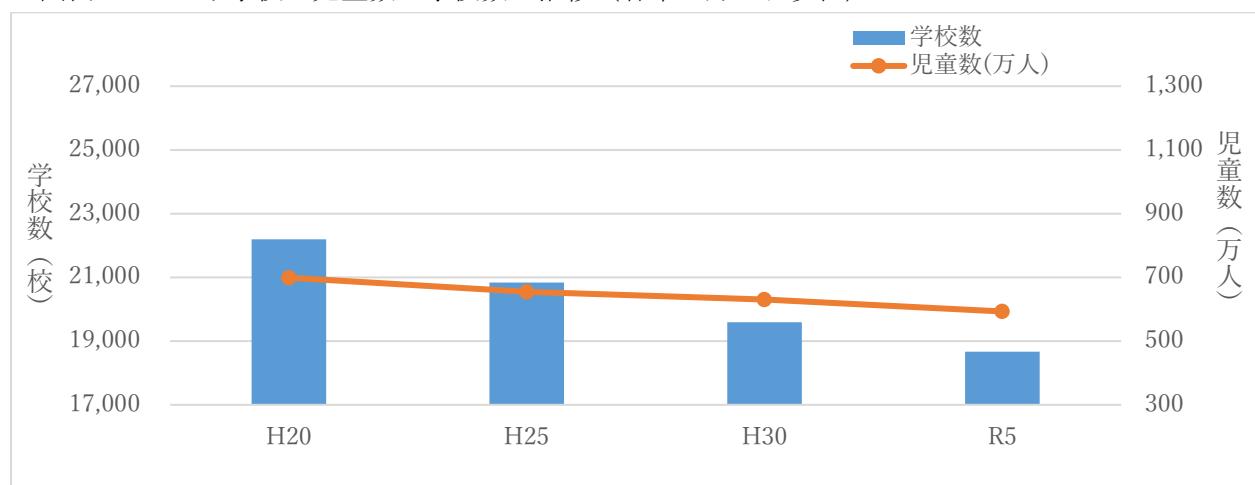
(3) 学校の変化

ア 公立小中学校の児童生徒数・学校数の推移

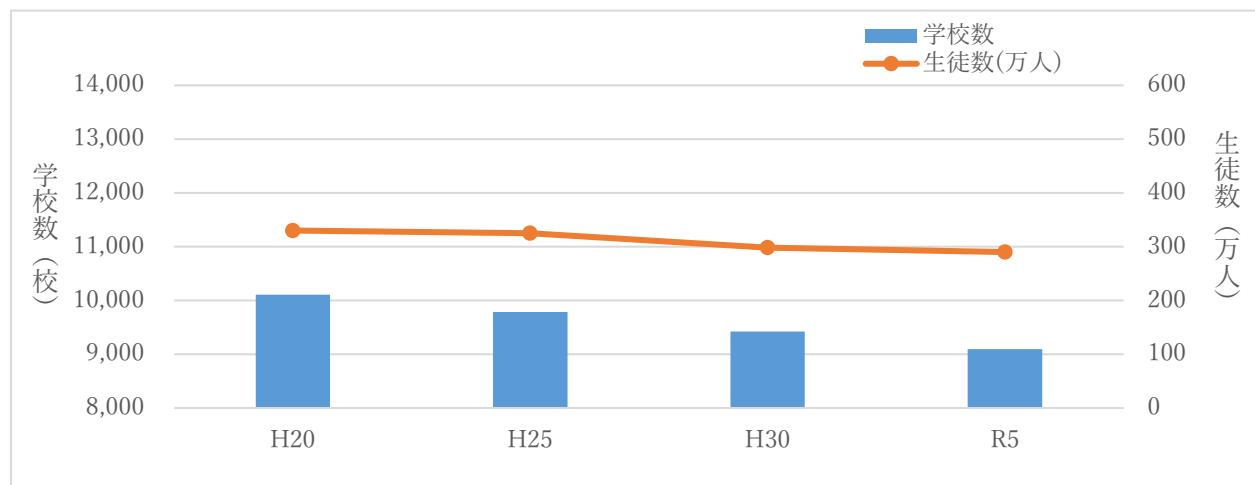
全国の公立小中学校の児童生徒数については、先述したとおり、人口減少や少子高齢化の影響で年々減少傾向にあります。文部科学省実施の学校基本調査によると、小学校の児童数は、平成 20 年では、約 699 万人であったのが、令和 5 年には約 593 万人となっており、約 106 万人減少しています。中学校の生徒数は、平成 20 年では、約 330 万人であったのが、令和 5 年には約 290 万人となっており、約 39 万人減少しています。

また、児童生徒数の減少に伴い、全国の公立小中学校数についても年々減少傾向にあります。小学校数は、平成 20 年では、22,197 校であったのが、令和 5 年には 18,668 校となっており、3,500 校以上が減少しています。また、中学校数は、平成 20 年では、10,104 校であったのが、令和 5 年には 9,095 校となっており、1,000 校以上が減少しています。

图表 1：公立小学校の児童数・学校数の推移（各年 5 月 1 日現在）



图表 2：公立中学校の生徒数・学校数の推移（各年 5 月 1 日現在）



イ 小中一貫・中高一貫教育

【小中一貫教育】

平成 12 年に全国で初めて広島県呉市にて、小中一貫教育が導入され、その後少しずつ小中一貫教育が広がっていきました。しかし、当時の小中一貫教育は法制化されておらず、各市町村からは、取組を高度化させる等の観点から、正式な学校制度として法制化を進めるよう要望がありました。

これを踏まえ、国では、教育再生実行会議の第 5 次提言や中央教育審議会答申を経て、平成 27 年 6 月の通常国会にて、9 年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする学校教育法の一部改正が成立し、平成 28 年 4 月より施行されました。

【中高一貫教育】

中高一貫教育は、平成 11 年 4 月より法制化されています。

愛知県でも、令和 3 年 12 月に策定された「県立高等学校再編将来構想」を基に県立高等学校の統合や新たな形の学校づくり等、魅力化・特色化、再編に向けた取組が進められています。その中で、教育関係者より地域の特性に合わせた中高一貫校の設置の声が上がり、県立の中高一貫教育の導入が検討されました。その結果、近隣では津島高等学校にて令和 7 年 4 月からの中高一貫教育の導入が決定しました。

また、私立でも中高一貫教育の導入が進んでおり、近隣では清林館高等学校にて令和 6 年 4 月から導入されます。

図表 3：愛知県内の中高一貫教育導入状況（令和 6 年 4 月以降開校分）

区分	学校名	開校時期	入学定員(人)
公立	明和	令和 7 年 4 月	80
	津島	令和 7 年 4 月	80
	半田	令和 7 年 4 月	80
	刈谷	令和 7 年 4 月	80
	豊田西	令和 8 年 4 月	80
	時習館	令和 8 年 4 月	80
	西尾	令和 8 年 4 月	80
私立 (近隣のみ)	清林館	令和 6 年 4 月	70

(4) 愛西市これまでの取組

ア 立田・八開地区の小中学校を1つにした小中一貫校の提案

児童生徒数の減少により、学校規模が小規模化してきたことを契機に平成27年1月、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会より「愛西市立小・中学校における学校規模及び学校配置の基本的取り方についての提案」が提出されました。この提案を基に、同年2月に「基本方針」を策定しました。

「基本方針」が定まり、同年7月には、愛西市立小中学校適正規模等検討協議会を設置し、小中学校の小規模化の解消に向けて協議を重ね、平成28年9月、「愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案」(以下、「基本計画の提案」という。)が提出されました。そして、平成29年9月、立田・八開地区の学校すべてを統合し、小中一貫校1校とする方向性が決定しました。

年	月	委員会等	内容
H26	5	愛西市立小中学校適正規模等検討委員会	児童生徒の減少、学校の小規模化に伴う学校生活や学校運営の諸問題を調査し、学校の適正規模等について検討 ＜計5回開催＞
	1		「愛西市立小・中学校における学校規模及び学校配置の基本的取り方についての提案」提出
H27	2	愛西市教育委員会	「愛西市立小中学校適正規模等基本方針」策定
	7	愛西市立小中学校適正規模等検討協議会	小中学校の規模等適正化に向けた方策を協議 ＜計8回開催＞
	10		地域懇談会（佐屋・立田地区）
	11		地域懇談会（八開・佐織地区）
	9		「愛西市立小中学校適正規模等基本計画の提案」提出
H29	9	愛西市教育委員会	立田・八開地区の学校すべてを統合し、小中一貫校1校とする方向性を決定
	11		第1回保護者説明会（八開・立田地区）
	7		第2回保護者説明会（八開・立田地区）
R1	9		第1回地域説明会（八開・立田地区）
			第2回地域説明会（八開・立田地区）

イ 基本方針の改訂

昨今の目まぐるしく変化する社会において、子どもたち自らが適切に対応できる資質や能力を育んでいくため、学校教育に求められる内容は大きく変わりつつあります。「主体的・対話的で深い学び」をキーワードとしたアクティブラーニングによる授業改善、G I G Aスクール構想によるICT教育の推進、特別支援教育の充実、さらには道徳の教科化や小学校の英語科導入等への取組を進めています。また、直接体験を重視した学習活動も多岐にわたって展開しています。

一方、学校施設は老朽化が年々深刻化しており、修繕等で対応はしていますが、今後学校運営に支障を来すとともに学校生活の安全性にも影響を及ぼすおそれがあることから、令和3年1月、愛西市立小中学校施設老朽化対策検討委員会（以下、「老朽化対策検討委員会」という。）を設置し、令和4年3月、老朽化に関する基本的な考え方や対策に向けた具体的な方策「愛西市小中学校施設の老朽化対策に関する提言書」（以下「老朽化対策提言書」という。）が老朽化対策検討委員会より提出されました（老朽化対策提言書の内容はP26～P27に記載）。

さらに、近年の出生数等の推移や老朽化対策提言書を踏まえて、これからの中学校適正化事業の進め方を検証するために、令和3年12月、愛西市立小中学校適正規模適正配置等検証委員会を設置し、令和4年3月、「愛西市立小中学校適正規模適正配置等についての提言書」（以下、「提言書」という。）をいただきました。

1. 基本方針に関して

基本方針の策定から5年以上経過しており、児童生徒数の推移だけでなく、子どもたちの学習自体も変化し、学校施設の老朽化も進行している。時代に即し、子どもたちの学びや育ちを守る教育環境整備の指針として相応しくあるため、見直しが必要であると提言する。

また、適正化の要件として、発達段階に応じた教育環境整備が肝要であり、特に中学校における小規模校の課題解消の重要性を踏まえ、中学校を優先して着手する必要があると提言する。

2. 基本計画の提案に関して

新たな基本方針に基づき、改めて協議が必要であると提言する。

3. 基本計画策定までのプロセスについて

学校は、児童生徒が学ぶ場であるとともに地域住民にとってもコミュニティの核となる場である。基本計画の策定にあたり、教育施設としての検討と合わせて、地域施設としての検討も行う必要があると提言する。

また、常に検討状況を市民へ情報提供し、市民との合意形成を図るプロセスを実施することを提言する。

「愛西市立小中学校適正規模適正配置等についての提言書」より

こうした提言を柱に据え、愛西市教育委員会は、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備・構築を推進するため、同年6月、「基本方針」を改訂しました。

年	月	委員会等	内容
R3	1	愛西市小中学校施設老朽化対策検討委員会	老朽化に起因する学校施設の諸問題を調査し、対策について検討 <計11回開催>
	12	愛西市立小中学校適正規模適正配置等検証委員会	H27.2策定の基本方針や、H28.9の基本計画の提案について内容を検証し、今後の適正化の進め方を提言 <計5回開催>
R4	3	愛西市小中学校施設老朽化対策検討委員会	「愛西市小中学校施設の老朽化対策に関する提言書」提出
	愛西市立小中学校適正規模適正配置等検証委員会	「愛西市小中学校適正規模適正配置等についての提言書」提出	
	6	愛西市教育委員会	「愛西市立小中学校適正規模等基本方針改訂版」策定

ウ 基本計画素案

小中学校適正規模等並びに老朽化対策について、令和4年7月から9月まで愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会（以下、「検討協議会」とする。）を設置し、検討協議会より教育委員会へ「愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画（協議会案）」（以下、「基本計画（協議会案）」という。）が提出されました。

また、同年10月から令和5年2月まで各地区の有識者、保護者代表、総代の方々を含めた愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策地区検討協議会（以下、「地区検討協議会」という。）を設置し、通学方法や地区に応じた実情に関する様々なことを検討してきました。

さらに、地区検討協議会と並行して、小中学校適正規模等並びに老朽化対策について周知するために、立田・八開地区の保護者を対象とした説明会を実施しました。

そして、同年3月に「愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画素案」を策定し、佐屋・立田・八開・佐織地区の住民の方々に向けて地区説明会を実施しました。

年	月	委員会等	内容
R4	7	愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会	基本方針に示された学校の学校規模及び配置の適正化に関する具体的な考え方と適正化に向けた具体的な計画についての検討 老朽化対策提言書に示された学校の学校施設の改築・改修等に関する具体的な方策についての検討 ＜計6回開催＞
	9		「愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画（協議会案）」提出
	10		基本計画の案に示された各地区小中学校の規模及び配置老朽化に伴う改築・改修等の具体的な考え方や計画 ＜佐屋4回、佐織4回、立田7回、八開7回開催＞
R5	2	愛西市教育委員会	保護者向けの説明会（立田・八開地区） 「愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画素案」策定 地区説明会（佐屋・立田・八開・佐織地区）
	3		

エ 情報発信・座談会の開催・意向調査の実施

広報あいさいや各世帯向けの回覧、ホームページ、SNS等により、学校の適正規模化等に関する情報について積極的に周知を図っています。また、市内小中学校の児童生徒の保護者に対しては、学校経由で教育委員会からのお知らせとしてお届けしています。

さらに、立田・八開地区の保護者や地域の方々を対象とした町内別の座談会を令和5年7月下旬から8月中旬まで開催し、参加された方々からご意見をいただきました。

また、基本計画策定にあたり、立田・八開地区の世帯を対象に適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査を実施し、ご意見をいただきました。

年	月	委員会等	内容
R5	7	愛西市教育委員会	学校適正化事業町内別座談会（立田・八開地区） ＜計62回開催＞
	8		
	10		愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査 ＜回答率：立田32.6%、八開42.0%＞
	11		

II. 小中学校の現況と将来推計

1. 愛西市内の小中学校

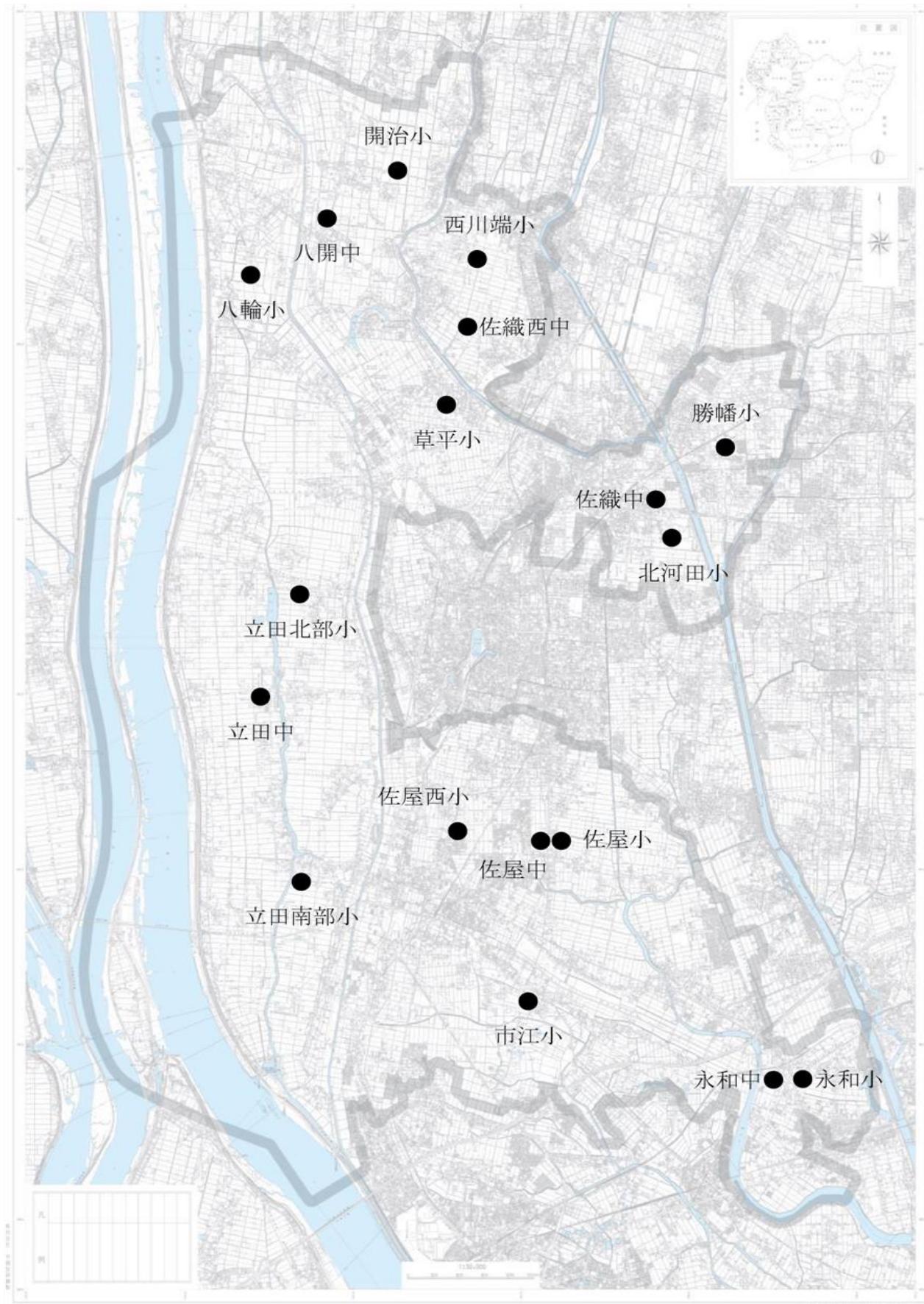
愛西市は、平成 17 年 4 月 1 日に佐屋町、佐織町、立田村、八開村の 2 町 2 村が合併し、誕生しました。

愛西市内には、現在 12 校の小学校及び 6 校の中学校があります。そのうち佐屋地区には 4 校の小学校及び 2 校の中学校、立田地区には 2 校の小学校及び 1 校の中学校、八開地区には 2 校の小学校及び 1 校の中学校、佐織地区には 4 校の小学校及び 2 校の中学校があります。

図表 4 : 地区別の市内小中学校

地区	学校名	住所
佐屋地区	永和小学校	愛西市大井町弥八 115 番地
	市江小学校	愛西市東條町西田面 77 番地
	佐屋小学校	愛西市須依町東田面 17 番地
	佐屋西小学校	愛西市内佐屋町河原 136 番地
	永和中学校	愛西市善太新田町七草平 111 番地 1
	佐屋中学校	愛西市須依町東田面 2 番地
立田地区	立田南部小学校	愛西市山路町小割 7 番地
	立田北部小学校	愛西市新右エ門新田町郷前 83 番地
	立田中学校	愛西市石田町宮東 1 番地
八開地区	八輪小学校	愛西市立石町宮西 39 番地
	開治小学校	愛西市鵜多須町中道 248 番地
	八開中学校	愛西市江西町川原 11 番地
佐織地区	北河田小学校	愛西市北河田町郷前 406 番地
	勝幡小学校	愛西市勝幡町五俵入 2227 番地
	草平小学校	愛西市草平町北田名 57 番地
	西川端小学校	愛西市西川端町寺東 15 番地
	佐織中学校	愛西市諏訪町郷東 167 番地
	佐織西中学校	愛西市草平町阿原 86 番地

图表 5：市内小中学校位置図



2. 愛西市的人口推移

(1) 愛西市の人団

住民基本台帳により、平成 20 年から令和 5 年まで 5 年毎の人口推移を見ると、全体の人口としては、66,882 人から、61,378 人に減少しています。そのうち年少人口（0 歳から 14 歳まで）は、9,863 人から、6,694 人へ減少しています。生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）についても、42,419 人から 35,352 人に減少しています。一方、老人人口（65 歳以上）は、14,600 人から 19,332 人に増加しています。つまり、年少人口、生産年齢人口が減少しているのに対し、老人人口は増加している状況です。このように、今後の愛西市は年少人口と生産年齢人口の比率が減り、老人人口の比率が増えていく傾向にあると推定できます。

(2) 佐屋・立田・八開・佐織地区別の人口

平成 20 年から令和 5 年まで 5 年毎の地区別の人口推移を見ると、全ての地区で人口は減少しています。

佐屋地区では平成 20 年では、30,253 人だったのが、令和 5 年には 28,733 人となつており、1,520 人減少しています。そのうち年少人口は、4,614 人であったのが、3,268 人へ減少しています。生産年齢人口についても、19,277 人から 16,968 人に減少しています。一方、老人人口は、6,362 人から 8,767 人へ増加しています。

立田地区では平成 20 年では、8,227 人だったのが、令和 5 年には 6,950 人となつており、1,277 人減少しています。そのうち年少人口は、1,158 人であったのが、626 人へ減少しています。生産年齢人口についても、5,268 人から 3,894 人に減少しています。一方、老人人口は、1,801 人から 2,430 人へ増加しています。

八開地区では平成 20 年では、4,916 人だったのが、令和 5 年には 4,158 人となつており、758 人減少しています。そのうち年少人口は、636 人であったのが、402 人へ減少しています。生産年齢人口についても、3,043 人から 2,258 人に減少しています。一方、老人人口は、1,237 人から 1,498 人へ増加しています。

佐織地区では平成 20 年では、23,486 人だったのが、令和 5 年には 21,537 人となつており、1,949 人減少しています。そのうち年少人口は、3,455 人であったのが、2,398 人へ減少しています。生産年齢人口についても、14,831 人から 12,502 人に減少しています。一方、老人人口は、5,200 人から 6,637 人に増加しています。

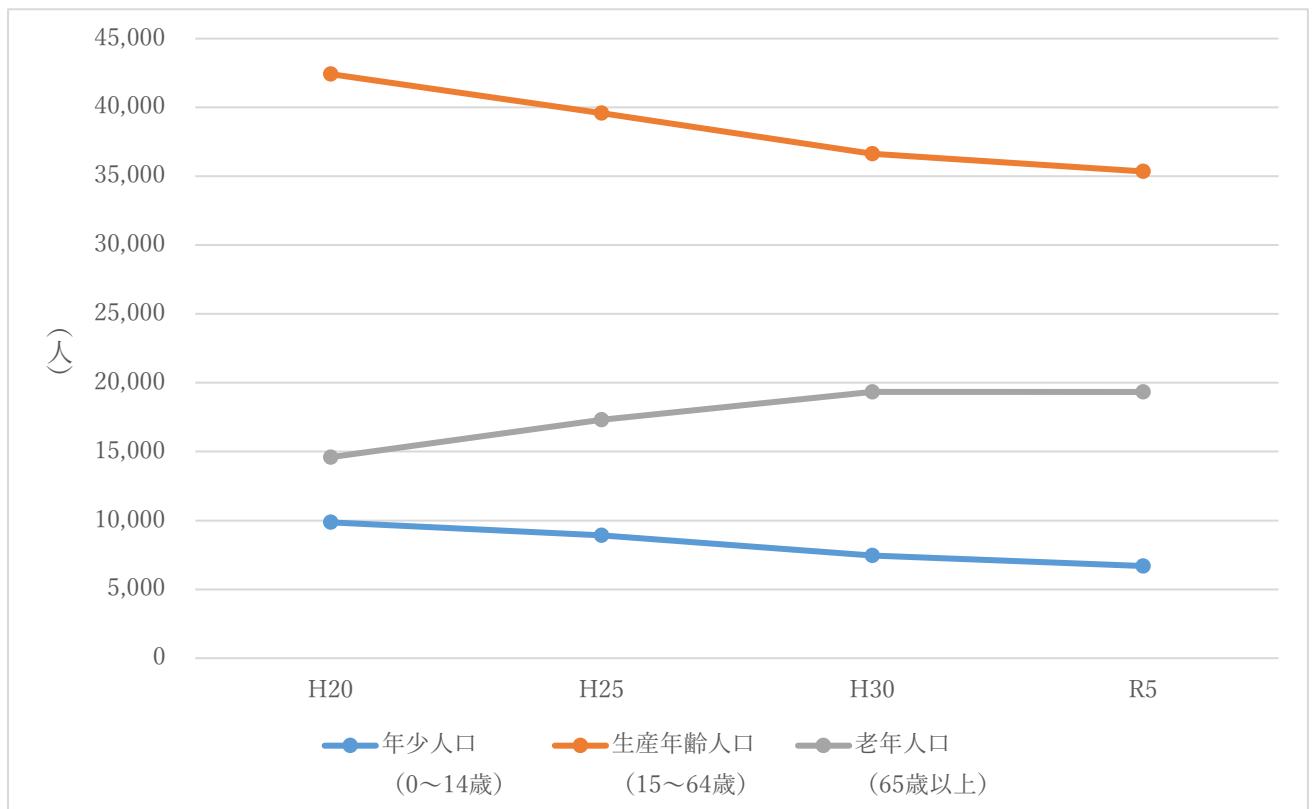
全地区で少子高齢化が進んでいますが、特に立田地区、八開地区は高齢化率が高くなっています。また、総人口に占める年少人口も佐屋地区、佐織地区と比較すると低い数値になっています。

【愛西市全体】

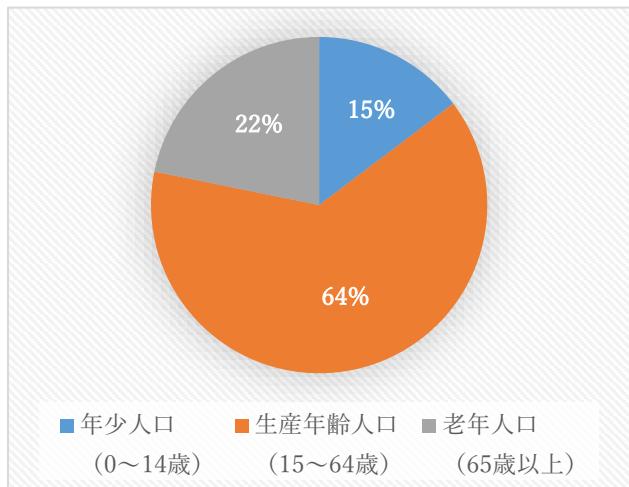
図表6：愛西市の3区分人口（各年4月1日現在）

区分年次	人数(人)				比率		
	年少人口	生産年齢人口	老年人口	総計	年少人口	生産年齢人口	老年人口
H20	9,863	42,419	14,600	66,882	15%	64%	22%
H25	8,910	39,579	17,322	65,811	14%	60%	26%
H30	7,452	36,625	19,340	63,417	12%	58%	31%
R5	6,694	35,352	19,332	61,378	11%	58%	31%

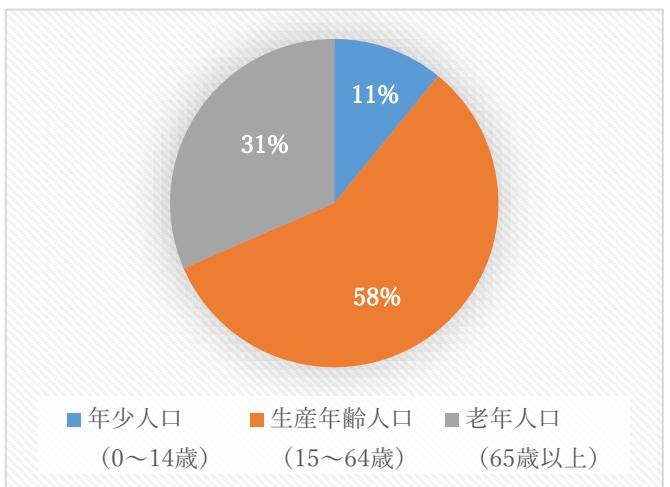
図表7：愛西市の3区分人口の推移（各年4月1日現在）



図表8：愛西市の3区分の比率（H20年）



図表9：愛西市の3区分の比率（R5年）

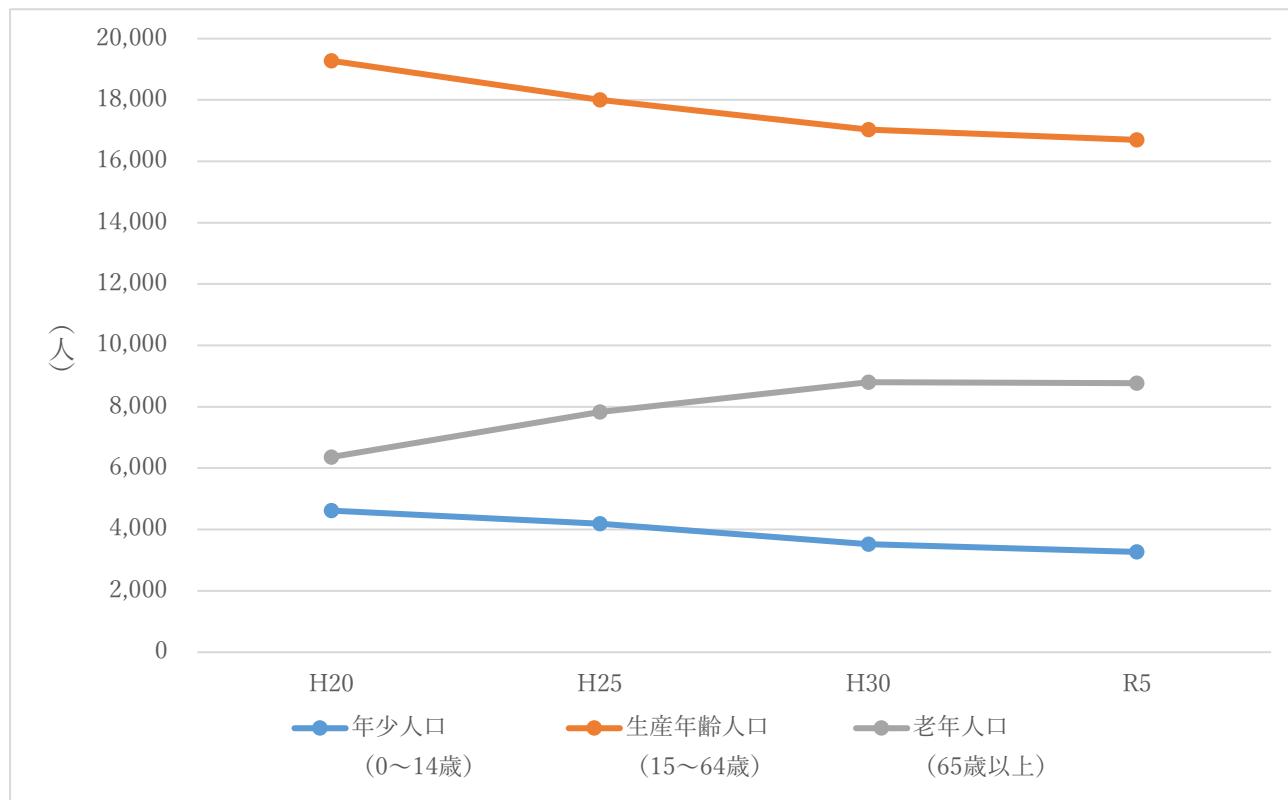


【佐屋地区】

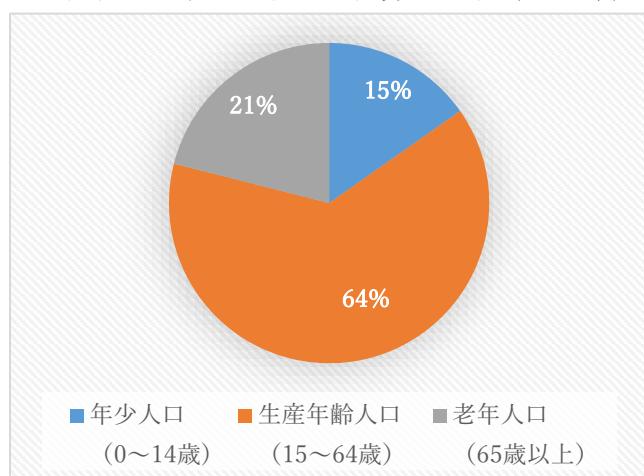
図表 10：佐屋地区の3区分人口（各年4月1日現在）

区分年次	人数(人)				比率		
	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	総計	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
H20	4,614	19,277	6,362	30,253	15%	64%	21%
H25	4,188	18,005	7,829	30,022	14%	60%	26%
H30	3,523	17,038	8,800	29,361	12%	58%	30%
R5	3,268	16,698	8,767	28,733	11%	58%	31%

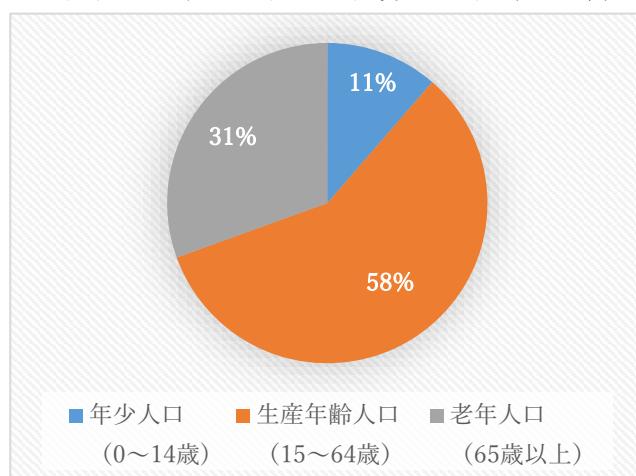
図表 11：佐屋地区の3区分人口の推移（各年4月1日現在）



図表 12：佐屋地区の3区分の比率（H20年）



図表 13：佐屋地区の3区分の比率（R5年）

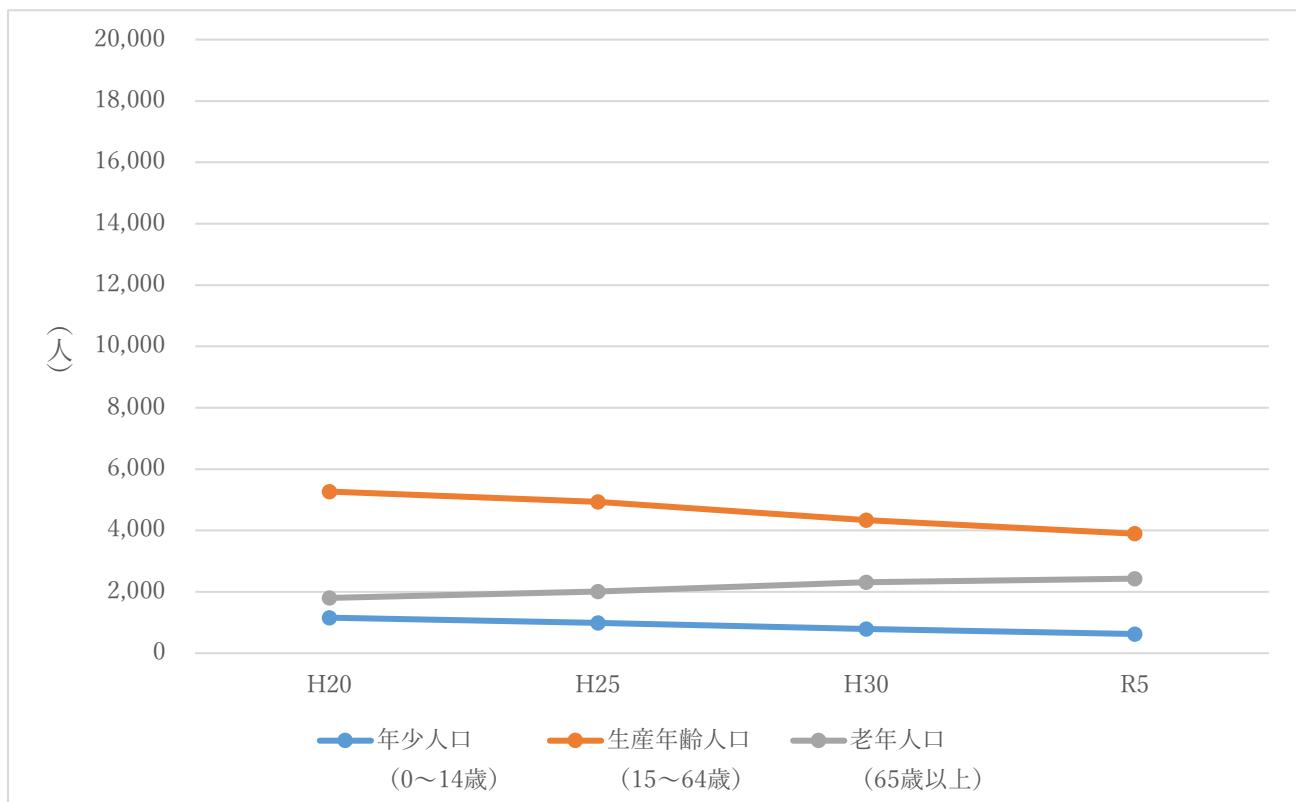


【立田地区】

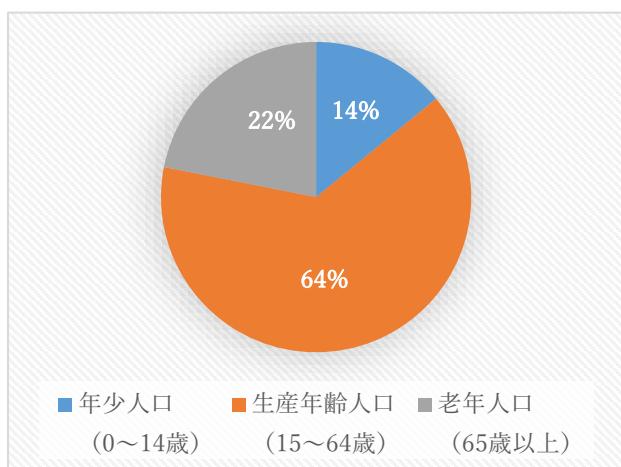
図表 14：立田地区の3区分人口（各年4月1日現在）

区分年次	人数(人)				比率		
	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老人人口 (65歳以上)	総計	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老人人口 (65歳以上)
H20	1,158	5,268	1,801	8,227	14%	64%	22%
H25	989	4,936	2,010	7,935	12%	62%	25%
H30	788	4,333	2,309	7,430	11%	58%	31%
R5	626	3,894	2,430	6,950	9%	56%	35%

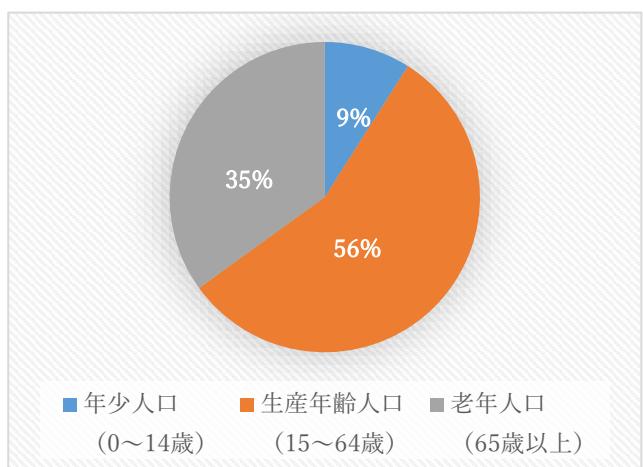
図表 15：立田地区の3区分人口の推移（各年4月1日現在）



図表 16：立田地区の3区分の比率（H20年）



図表 17：立田地区の3区分の比率（R5年）

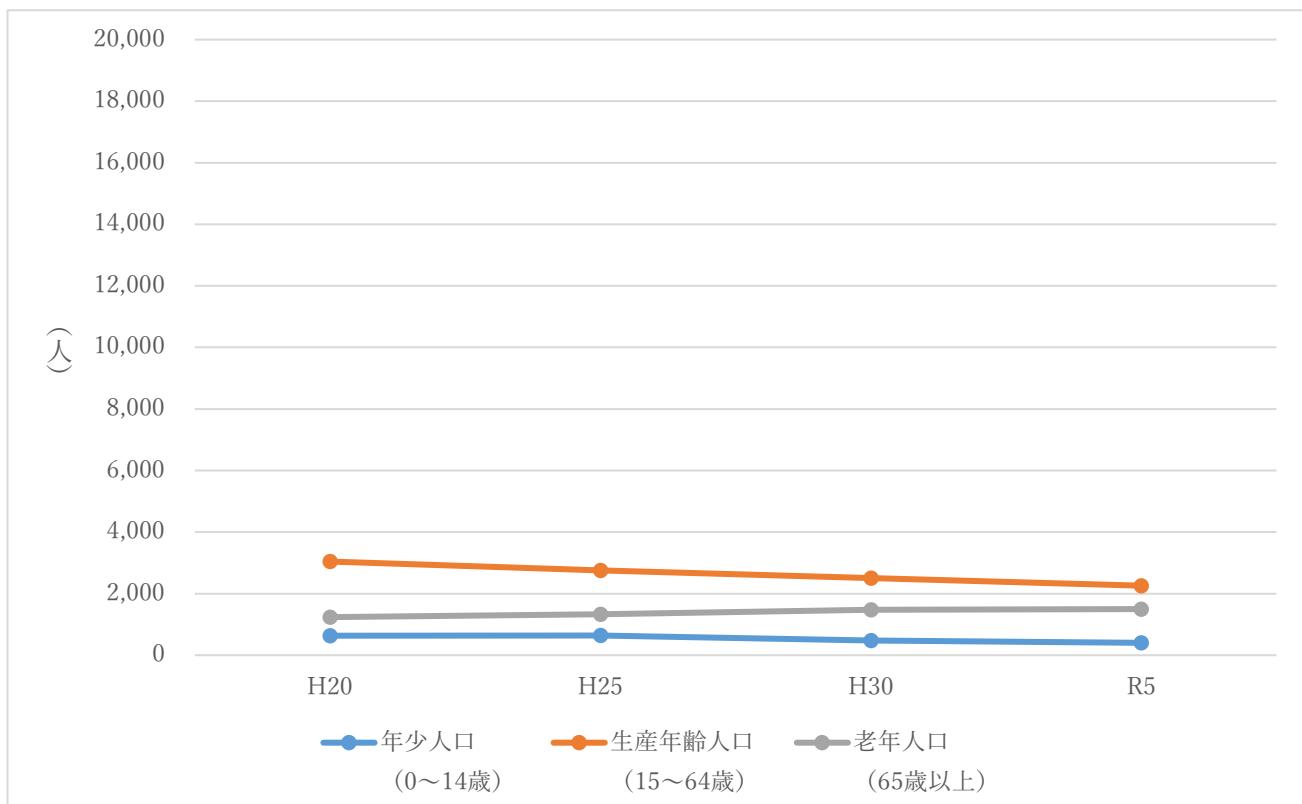


【八開地区】

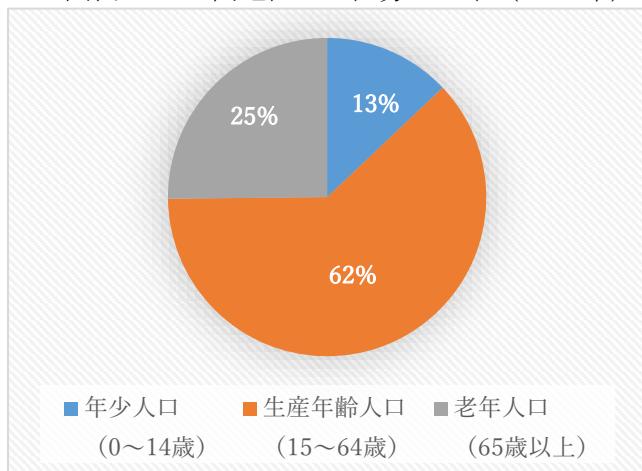
図表 18：八開地区の3区分人口（各年4月1日現在）

区分年次	人数(人)				比率		
	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)	総計	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
H20	636	3,043	1,237	4,916	13%	62%	25%
H25	639	2,757	1,331	4,727	14%	58%	28%
H30	477	2,510	1,471	4,458	11%	56%	33%
R5	402	2,258	1,498	4,158	10%	54%	36%

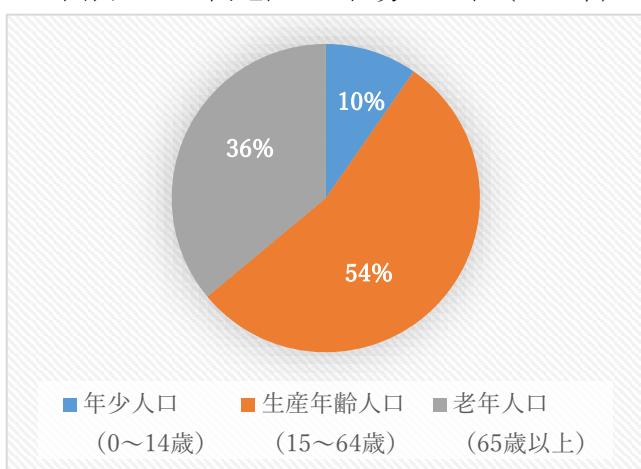
図表 19：八開地区の3区分人口の推移（各年4月1日現在）



図表 20：八開地区の3区分の比率（H20年）



図表 21：八開地区の3区分の比率（R 5年）

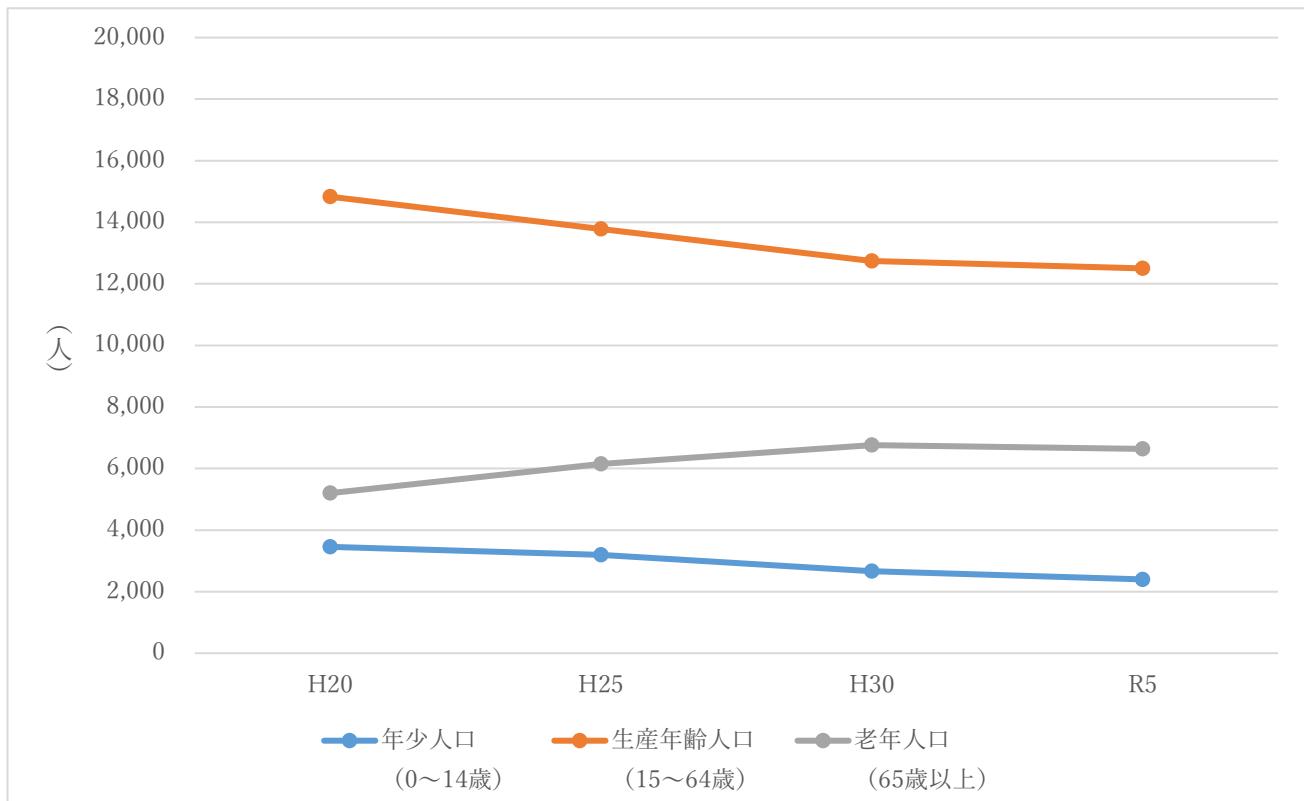


【佐織地区】

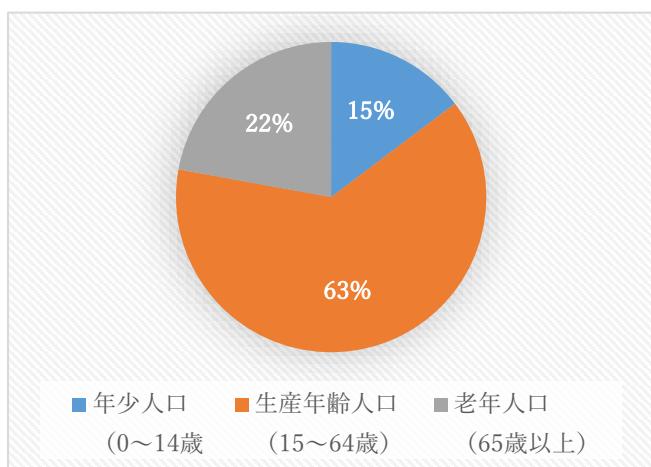
図表 22：佐織地区の3区分人口（各年4月1日現在）

区分年次	人数(人)				比率		
	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老人人口 (65歳以上)	総計	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老人人口 (65歳以上)
H20	3,455	14,831	5,200	23,486	15%	63%	22%
H25	3,194	13,781	6,152	23,127	14%	60%	27%
H30	2,664	12,744	6,760	22,168	12%	57%	30%
R5	2,398	12,502	6,637	21,537	11%	58%	31%

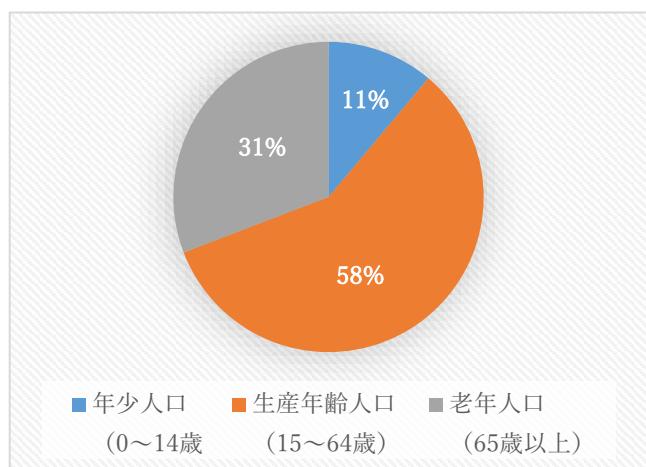
図表 23：佐織地区の3区分人口の推移（各年4月1日現在）



図表 24：佐織地区の3区分の比率（H20年）



図表 25：佐織地区の3区分の比率（R5年）

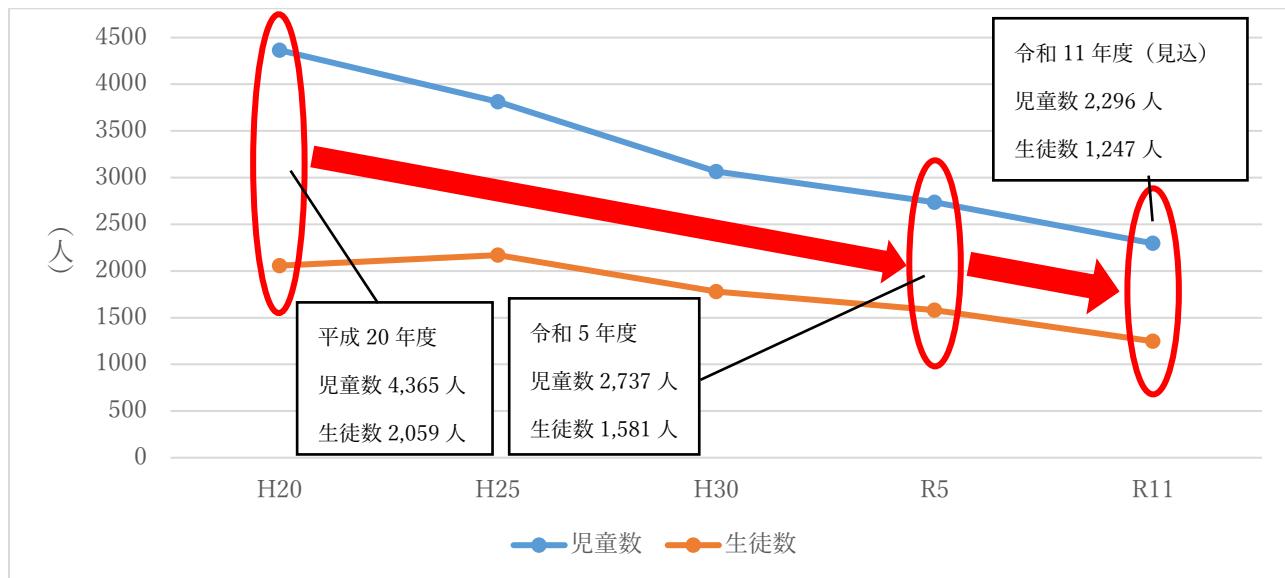


(1) 児童生徒数

愛西市の中学校の児童生徒数は、全国的な少子化と同様に年々減少しています。児童生徒数の推移を見ると、小学校の児童数は、平成 20 年度の 4,365 人に対し、令和 5 年度では 2,737 人と大きく減少し、令和 11 年度では 2,296 人になると見込まれています。中学校の生徒数は、平成 20 年度の 2,059 人に対し、令和 5 年度では 1,581 人に減少し、令和 11 年度では 1,247 人になると見込まれます。

平成 20 年度から令和 11 年度までに、小学校では 2,069 人、中学校では 812 人の児童生徒数が減少すると見込まれています。

図表 26：市内小中学校の児童生徒数の推移（各年 5 月 1 日現在）



(2) 小学校別の児童数・学級数

児童数について、多くの小学校で年々減少しています。令和 5 年度現在から令和 11 年度にかけて特に児童数が減少する学校があり、市江小学校で 59 人、北河田小学校で 62 人、草平小学校で 60 人の児童数が減少すると見込まれています。一方、西川端小学校は 3 人の児童数が増加すると見込まれています。

学級数については、令和 5 年度現在、立田南部小学校、立田北部小学校、八輪小学校、開治小学校で全学年にて単学級となっています。令和 11 年度になると、市江小学校でも全学年にて単学級になると見込まれています。

なお、令和 9 年度には立田北部小学校、開治小学校の新入学児童数が、令和 11 年度には立田南部小学校、八輪小学校の新入学児童数が、10 人未満になると見込まれます。今後、新入学児童数が 10 人未満の年度が続くと、複式学級が生まれることが危惧されます。

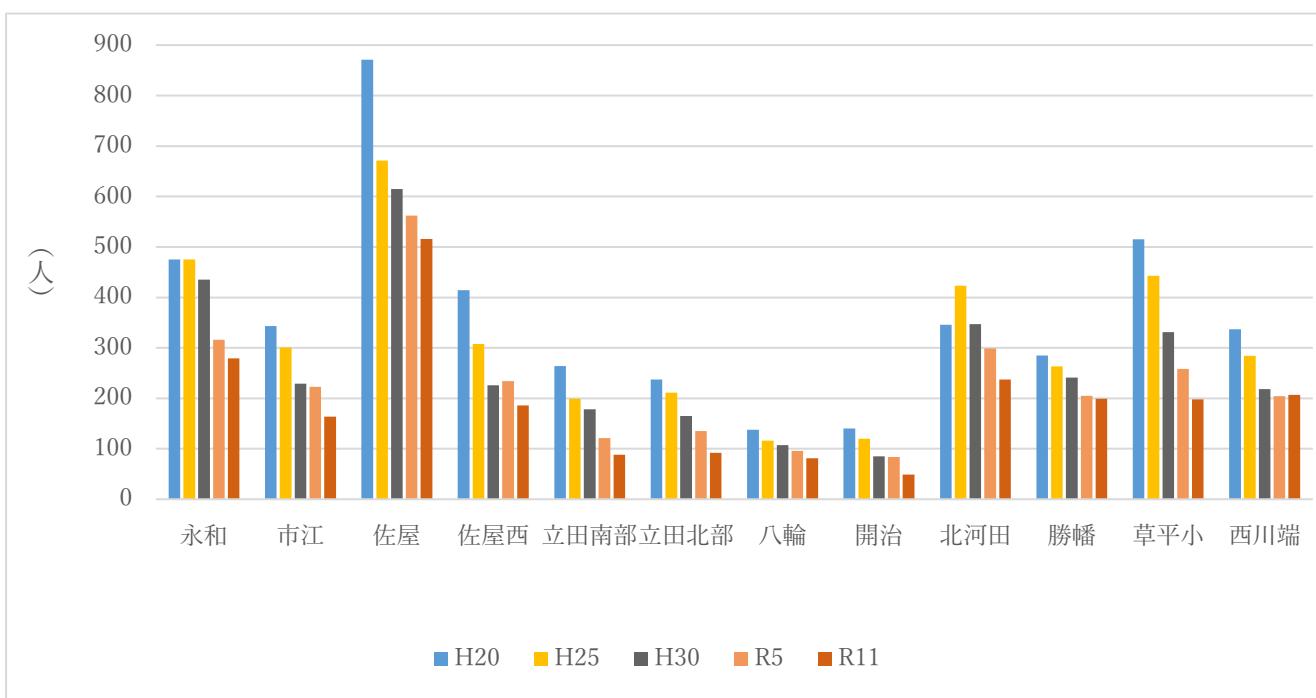
図表 27：小学校別の児童数及び学級数推移（各年5月1日現在）

学校名	H20	H25	H30	R5	R11
	新入学児童数(人)	新入学児童数(人)	新入学児童数(人)	新入学児童数(人)	新入学児童数(人)
	児童数(人)	児童数(人)	児童数(人)	児童数(人)	児童数(人)
永和	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	82	91	69	45	42
	475	475	435	316	279
市江	16	15	13	12	11
	56	44	41	36	23
	343	301	229	223	164
佐屋	12	11	9	8	6
	124	109	85	91	74
	871	671	615	562	516
佐屋西	25	21	18	18	18
	70	45	43	39	25
	414	308	226	234	186
立田南部 (福原分校)	12	12	8	10	7
	42(0)	30(0)	24	10	9
	260(4)	195(4)	178	121	88
立田北部	10(2)	6(3)	6	6	6
	47	27	26	23	14
	237	211	165	135	92
八輪	9	7	6	6	6
	21	17	18	13	9
	138	116	107	96	81
開治	6	6	6	6	6
	24	19	11	14	3
	140	120	85	84	49
北河田	6	6	6	6	6
	59	57	50	44	26
	346	423	347	299	237
勝幡	13	13	12	12	10
	50	42	43	38	36
	285	263	241	205	199
草平	12	11	10	8	8
	96	53	48	39	31
	515	443	218	258	198
西川端	16	13	8	12	8
	51	36	25	32	27
	337	284	218	204	207
	12	10	8	8	8

(注) 学級数に特別支援学級は含まれていません。

(注) R11 は、全学年 35 人学級で計算しています。

図表 28：小学校別の児童数推移（各年5月1日現在）



(3) 中学校別の生徒数・学級数

生徒数について、全ての中学校で年々減少しています。令和5年度現在から令和11年度にかけて特に生徒数が減少する学校があり、永和中学校で65人、立田中学校で72人、佐織中学校で67人、佐織西中学校で68人の生徒数が減少すると見込まれています。

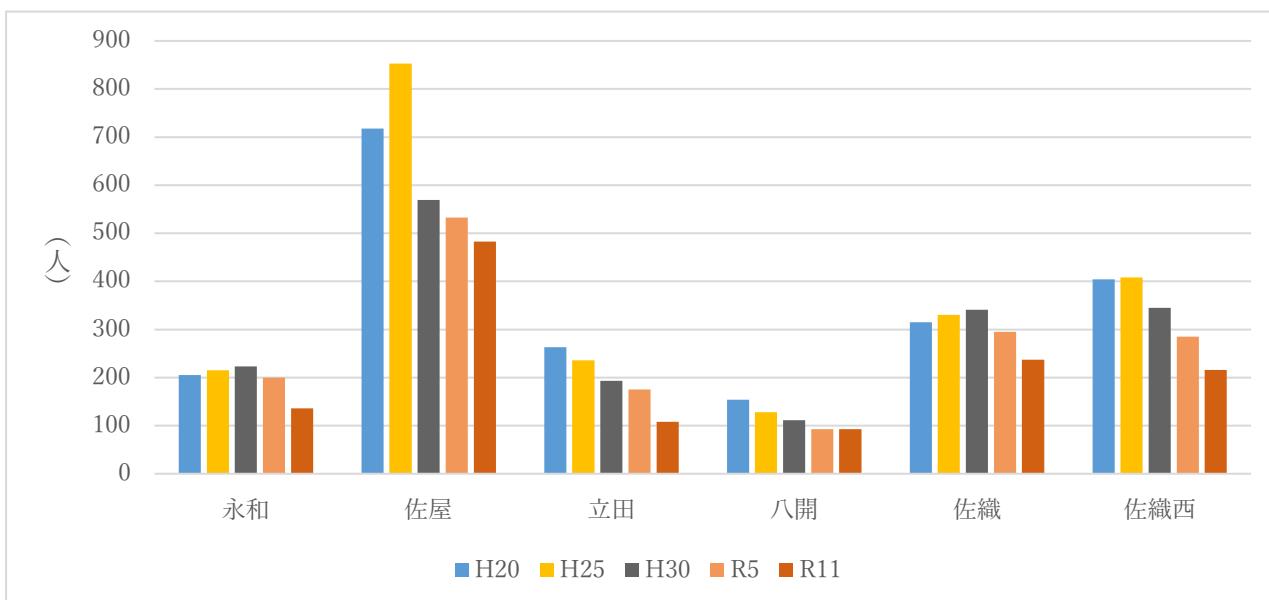
学級数について、八開中学校では、令和5年度現在で、すべての学年にて単学級となっており、令和11年度までこの状況は継続されることが見込まれます。また、令和5年度現在で、各学年2学級以上ある学校についても、令和11年度になると、学年によつては単学級になるところがあると見込まれています。

図表29：中学校別の生徒数及び学級数（各年5月1日現在）

学校名	H20	H25	H30	R5	R11
	新入学生徒数(人)	新入学生徒数(人)	新入学生徒数(人)	新入学生徒数(人)	新入学生徒数(人)
	生徒数(人)	生徒数(人)	生徒数(人)	生徒数(人)	生徒数(人)
	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
永和	56	74	58	65	42
	205	215	223	200	135
	6	7	7	6	5
佐屋	239	280	189	177	157
	718	853	569	533	474
	19	23	16	15	14
立田	83	74	64	44	32
	263	236	193	175	103
	9	8	6	6	4
八開	48	43	38	22	23
	154	128	111	93	90
	6	5	4	3	3
佐織	106	115	102	89	80
	315	330	340	295	228
	9	10	10	9	7
佐織西	150	137	94	101	70
	404	408	344	285	217
	12	12	11	9	6

(注) 学級数に特別支援学級は含まれていません。

図表30：中学校別の生徒数推移（各年5月1日現在）



(4) 学校規模

学校規模は、学級数に応じて過小規模校、小規模校、適正規模校、大規模校、過大規模校と分類されます。

後述する愛西市の学校適正規模の基準により、令和5年度現在では、4校の小学校と3校の中学校が適正規模校に、8校の小学校と2校の中学校が小規模校に、1校の中学校が過小規模校となっています。

しかし、令和11年度には適正規模校の佐屋小学校を除く11校の小学校と佐織中学校、佐織西中学校の2校の中学校が小規模校になると見込まれています。さらに、永和中学校、立田中学校、八開中学校の3校の中学校が過小規模校になると見込まれます。

図表31：愛西市内小中学校の学校規模（令和5年5月1日現在）

区分	規模	R 5	R 11
小学校	小規模校 (6~11学級)	市江、佐屋西、立田南部、立田北部、八輪、開治、勝幡、西川端	永和、市江、佐屋西、立田南部、立田北部、八輪、開治、北河田、草平、勝幡、西川端
	適正規模 (12~18学級)	永和、佐屋、北河田、草平	佐屋
中学校	過小規模校 (~5学級)	八開	永和、立田、八開
	小規模校 (6~8学級)	永和、立田	佐織、佐織西
	適正規模校 (9~18学級)	佐屋、佐織、佐織西	佐屋

4. 学校施設の老朽化

(1) 現状

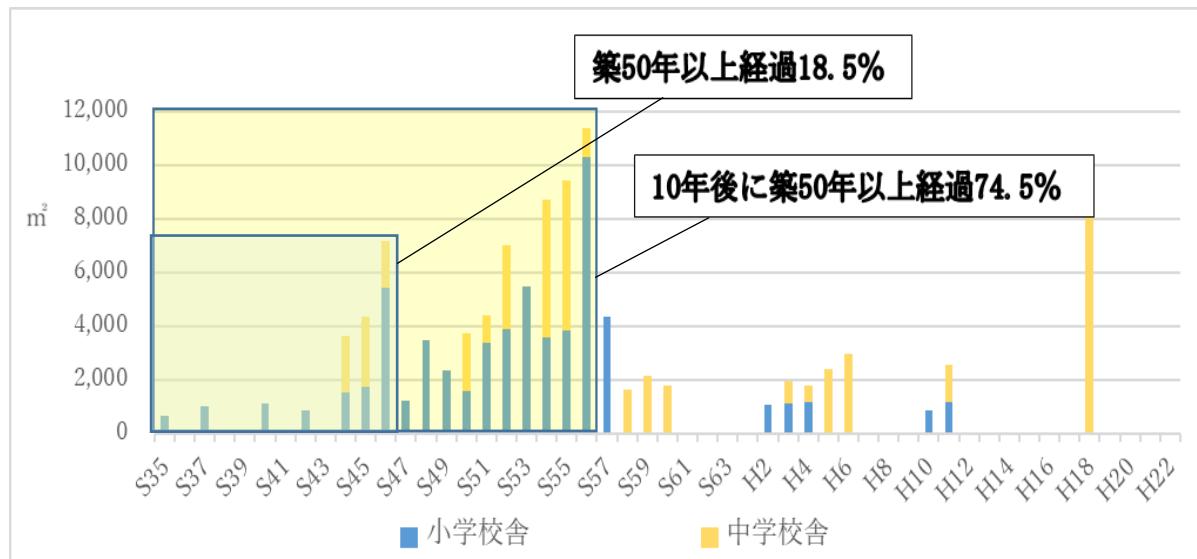
学校施設の構造は、ほとんどが鉄筋コンクリート造であり、建築年は、昭和 40 年代から 50 年代に集中しています。

鉄筋コンクリート造の学校の建物全体の望ましい目標耐用年数は、普通品質で 50 年から 80 年まで、高品質の場合は 80 年から 120 年まで（社団法人日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方（昭和 63 年）」）とされています。

令和 5 年度現在で市内小中学校 18 校中 10 校に 50 年以上経過している校舎があり、全体の半数を上回っています。そのため、多くの学校施設は、雨漏りや外壁の剥離等といった問題が生じています。それに加え、ICT 教育の推進や特別支援教育の充実等の現代社会に沿った教育環境に対応する機能が求められていますが、市内の学校施設では、必要な機能が全て備わっているとは言えません。

子どもたちの学校における安全を確保するとともに、良い教育環境を提供するためには、全ての学校で老朽化対策は必要です。しかし、18 校と対象校が非常に多いため、早急に必要な調査を実施し、学校適正規模化の検討と合わせて効率的に進める必要があります。

図表 32：愛西市立小中学校の建築年別の整備状況（令和 5 年 3 月 1 日現在）



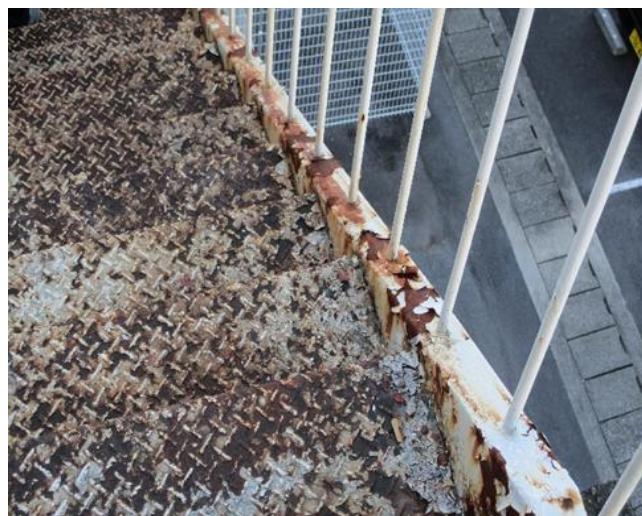
図表 33：学校施設の老朽化状況



雨漏り



校舎壁剥離



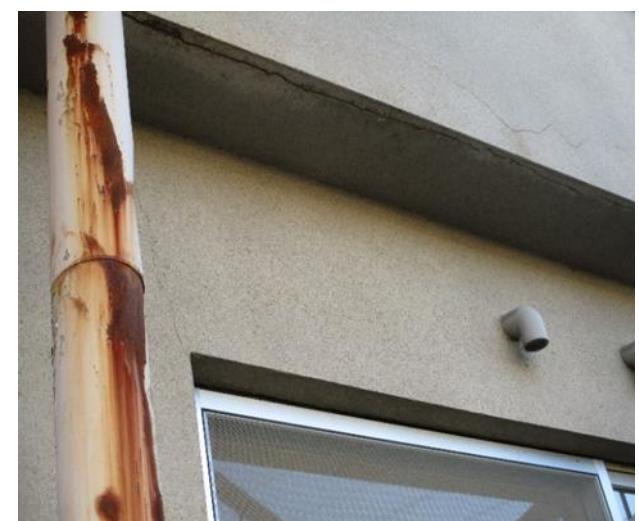
非常階段サビ



地盤沈下



露筋



クラック

図表 34：小中学校の主要建物の建築年数(令和5年6月現在)

学校名	棟別	棟	建築年数	経過年数
永和小学校	北校舎	東棟	昭和46年	52
市江小学校	南校舎	西棟	昭和50年	47
佐屋小学校	南校舎	東棟	昭和40年	58
佐屋西小学校	南校舎	東棟	昭和56年	42
立田南部小学校	南校舎	西棟	昭和35年	62
立田北部小学校	中校舎		昭和37年	60
八輪小学校	本校舎		昭和54年	44
開治小学校	本校舎		昭和55年	43
北河田小学校	北校舎		昭和46年	51
勝幡小学校	北校舎	東棟	昭和42年	55
草平小学校	北校舎	西棟	昭和45年	52
西川端小学校	南校舎	西棟	昭和49年	48
永和中学校	北校舎	西棟	昭和44年	53
佐屋中学校	北校舎	西棟	昭和46年	52
立田中学校	北校舎	中棟	昭和45年	53
八開中学校	東校舎		昭和50年	48
佐織中学校	校舎棟		平成18年	17
佐織西中学校	西校舎		昭和55年	43

(2) 老朽化対策検討委員会からの提言

教育委員会は、これらの学校施設老朽化の現状を重大な問題と捉え、令和4年3月、老朽化対策検討委員会を設置し、「老朽化対策提言書」が老朽化対策検討委員会より提出されました。

この提言書では、各学校を客観的に評価する数値を設け、これを区分化し、老朽化の度合（以下「老朽化区分」という。）を示しています。最も深刻な老朽化の状態を示す「区分Ⅰ」に5校、次に老朽化が進んでいる「区分Ⅱ」に4校、「区分Ⅲ」に3校、

「区分Ⅳ」に5校となり、最も老朽化していない「区分Ⅴ」が1校とされました。老朽化対策検討委員会は、このⅠからⅤの区分に応じた老朽化対策を講じるよう求めています。

図表 35：老朽化区分一覧

学校名	区分 I	区分 II	区分 III	区分 IV	区分 V
永和小学校		○			
市江小学校			○		
佐屋小学校	○				
佐屋西小学校				○	
立田南部小学校	○				
立田北部小学校	○				
八輪小学校			○		
開治小学校				○	
北河田小学校		○			
勝幡小学校		○			
草平小学校			○		
西川端小学校				○	
永和中学校		○			
佐屋中学校	○				
立田中学校	○				
八開中学校				○	
佐織中学校					○
佐織西中学校				○	

「老朽化対策における老朽化対策検討委員会からの提言」

(1) 小中学校施設全体に向けて

提言 1：構造躯体の専門的な劣化状況の調査に基づいて老朽化対策事業を実施すること

提言 2：外壁や屋上等の定期的な予防改修事業を実施すること

提言 3：現在の学校機能に必要な環境設備の推進と既存施設の有効活用について検討すること

提言 4：今後の学校のプールの在り方について早急に検討すること

提言 5：各校における屋外避難階段の必要性の検討と対策を実施すること

(2) 老朽化区分ごとの提言

区分 I：学校規模を考慮して、改築計画の策定を早急に実施すること

区分 II：健全度調査を踏まえ、改築または改修の計画策定を早急に実施すること

区分 III：健全度調査を踏まえ、総合的な改修計画の策定を早急に実施すること

区分 IV：健全度調査を踏まえ、改修計画の策定または中長期修繕計画等による予防保全管理を早急に実施すること

区分 V：日常の適切な維持管理と中長期修繕計画等による予防保全管理を早急に実施すること

「愛西市小中学校施設の老朽化対策に関する提言書」より

5. 中高一貫教育の制度による影響

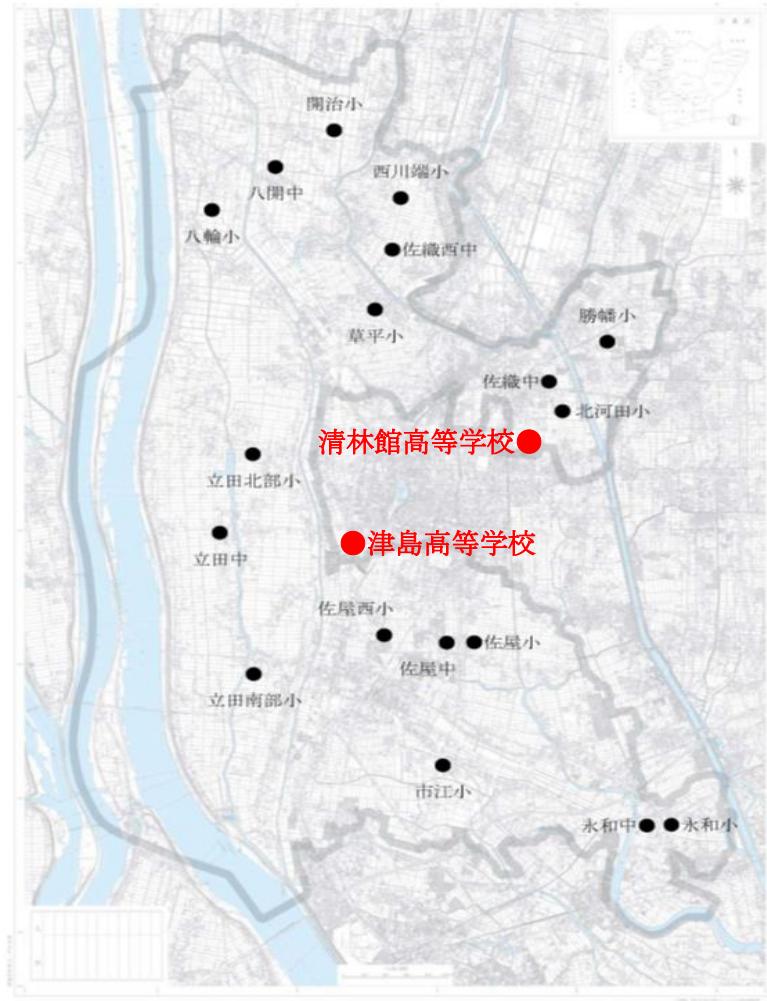
愛知県内の県立及び私立高等学校にて検討が進められている併設型中高一貫教育制度の導入について、愛西市近隣で清林館高等学校が令和6年4月、津島高等学校が令和7年4月より中高一貫校が開校されます。

両高校には、これまで愛西市から毎年、一定程度の生徒が進学しており、清林館高等学校の生徒のうち愛西市に住所をもつ生徒は12%程度、津島高等学校の生徒のうち愛西市に住所をもつ生徒は19%程度となっています。中学校からの進学が可能となれば、愛西市立中学校の生徒数や学級数、学校規模に影響を及ぼすことが見込まれ、前述した生徒数の推移より少なくなると予想されます。

図表36：愛西市近隣の中高一貫校状況

種別	学校名	併設中学校 学級数	入学定員(人)	開校時期
私立	清林館	2学級	70人	令和6年4月
愛知県立	津島	2学級	80人	令和7年4月

図表37：清林館及び津島高等学校位置図



III. 学校規模及び学校配置の適正化の必要性

1. 規模による利点と課題

児童生徒のより良い教育環境を確保という観点に立ち、国が策定した手引を参考に、小規模校における学習・生活面、学校運営面の利点(メリット)や課題(デメリット)は次のとおりです。特に、中学校における課題(デメリット)が多いことが分かります。

【小規模小学校と中学校に共通してみられる傾向（利点）】

	利 点（メリット）
学習・生活	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒間のコミュニケーションや人間関係が深まる。・児童生徒全員の状態が把握しやすい。・意見や感想を発表したり、一人ひとりがリーダーを務めたりできる機会が多くなる。・個性や特性に応じたきめ細やかな指導ができる。・異年齢の学習活動を組みやすいため、体験的な学習や校外学習を機動的に行なうことができる。
学校運営	<ul style="list-style-type: none">・学級数に対して、特別教室や体育館、運動場の割り当てが多くなる。・児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境等が把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

【小規模小学校と中学校に共通してみられる傾向（課題）】

	課題（デメリット）
学習・生活	<ul style="list-style-type: none">・多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れる場面が少なく、お互いを励まし、高め合う機会が得にくい。・クラス替えがないため、仲間関係が変わらない。・教員への依存心が強まる可能性がある。・クラス同士が競い合える教育活動ができない。・学校行事等の種類が限られ、学校の活性化が図りにくい。・意見の交換が少なく、協働的な学びの実現が困難となる。・班活動やグループ分けに制約が生じる。・習熟度別指導等クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。・体育科の球技や音楽科の合唱のような集団学習の実施に制約が生じる。・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
学校運営	<ul style="list-style-type: none">・男女比の偏りが生じやすい。・P T Aや地域への負担が大きくなる。・授業の取組や教材等の研究・意見交換が少なくなる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・競技会の練習で人数が足りない。 ・教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。 ・平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
--	--

【小規模中学校にみられる傾向（課題）】

	課題（デメリット）
学習・生活	<ul style="list-style-type: none"> ・学習や進路選択の模範となる生徒の数が少なくなる。 ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。 ・多様な活躍の機会が少なくなり、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。 ・部活動の選択肢が限られる。 ・集団の中での自己主張や他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身に付きにくい。 ・グループワークやディベート等のアクティブラーニングの効果的な実践が困難になる。 ・教科専門の教員から授業を受けられない場合がある。
学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教科ごとの専任科目の教職員の人数が足りない。 ・経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置や、それらを生かした指導の充実が困難となる。 ・部活動の指導者確保が困難となる。

2. 適正化の要件

教育の公平性、機会均等の観点から、学校の規模、通学距離・時間、教育施設・設備等が平等に提供されることが望ましいと考えられます。

今後は、小規模校、特に中学校の小規模校の課題を解消し、より充実した教育環境を構築するために次の点に配慮して、適正化を図る必要があります。

- ・学校の適正規模化や適正配置を進めるに当たっては、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、児童生徒の望ましい集団生活を通して、学力定着、学習意欲向上、規律性や協調性、競争心、コミュニケーション能力を育み、発達段階に応じた社会性や自己肯定感を獲得できるような学級規模及び人数にする。
- ・児童生徒の通学距離や時間等に配慮し、心身の負担を軽減する。
- ・授業の改善や指導法等の研究を充実させるために、同一学年担当教師が情報交換や研究協議等ができる環境を作る。特に中学校では、各教科の専門教員が配置される必要がある。
- ・生涯学習、スポーツ等の活動場所、地域防災拠点等地域住民にとって核となる身近な施設であることを踏まえ、各地区の地域性や歴史に十分配慮して将来の学校像を考える。
- ・適正化に取り組むにあたり、学校施設の老朽化の進行状況を踏まえる必要がある。

IV. 学校規模・学校配置の適正化並びに老朽化対策

1. 学校規模・学校配置の適正化に関する国・愛西市の基準、方針

(1) 適正な学校規模について

ア 学級編制の標準

【国の基準】

学級編制について国の基準は以下のとおりです。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第1項」

公立の義務教育諸学校の学級は、同学年の児童又は生徒で編制するものとする。ただし、当該義務教育諸学校の児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を1学級に編制することができる。

1学級の児童生徒数の基準として、小学校は35人、中学校は40人（同条第2項）とされていますが、このうち小中学校の児童生徒数は令和3年度から令和7年度にかけて2～6年生まで段階的に35人にする（令和3年改正法附則第2条）とされました。そのため、令和6年度には1～5年生までが35人となります。

複式学級については、2つの学年の計が16人で1学級、1年生を含む場合は8人で1学級とされています。

特別支援学級については、8人で1学級とされています。

【愛西市の基準】

愛西市は、愛知県の基準に沿い、中学校では、1学年は35人、2～3学年は40人で1学級としており、小学校では、國の方針より1年前倒しで小学校1学級の児童数を段階的に35人としています。そのため、令和6年度には、小学校では、全学年35人で1学級となります。

複式学級は、2つの学年の計が14人で1学級、1年生を含む場合は7人で1学級とされています。

特別支援学級は、國の基準同様8人で1学級とされています。

イ 適正な学校規模

【国の基準】

学校規模について国の基準は、以下のとおりです。

国が定める適正規模とは、小学校では1学年で2学級から3学級まで、中学校で1学年で4学級から6学級までが適正規模校になると読み取れます。

「学校教育法施行規則第41条」

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※本条の規定は、第79条で中学校に準用。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（9ページ抜粋）」

「(略) 小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、クラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいと考えられます。中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましいものと考えられます。」

【愛西市の基準】

適正配置及び規模の適正化に係る基本的な考え方として、愛西市小中学校の適正な学校規模の基準を次のように定めています。

図表38：愛西市立小中学校適正規模の基準

区分	小学校	中学校
過小規模校	～5学級	～5学級
小規模校	6学級～11学級	6学級～8学級
適正規模校	12学級～18学級	9学級～18学級
大規模校	19学級～30学級	19学級～24学級
过大規模校	31学級～	25学級～

(2) 適正な学校配置について

ア 通学距離・時間

【国の基準】

通学距離・時間について、国の基準は以下のとおりです。

「義務教育諸学校等の施工費の国庫負担等に関する法律施行令第4条」

通学距離が、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね6キロメートルであること。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（16ページ抜粋）」

「(略) 交通機関を利用した場合の(略) 通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の原則とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えます。(以下略)」

【愛西市の基準】

通学距離については、国の基準と同様に小学校ではおおむね4キロメートル以内、中学校では6キロメートル以内を原則とします。また、通学時間についても、国の基準と同様におおむね1時間以内を原則とします。

ただし、今後、学校統廃合による学区再編を実施した場合、徒步や自転車による通学を前提とした通学距離だけで再編することは、実態にそぐわない事例が増えることが見込まれます。文部科学省は、教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認める場合には、4キロメートル、6キロメートルの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も国庫負担の対象としており、全国的に見ても、スクールバス等を活用することにより、小学校では4キロメートル、中学校では6キロメートルを上回る統合事例もあります。

このため、学校統廃合により、通学距離・時間が長くなる児童生徒に対しては、スクールバス等の補助的な活用も含めた、安全で心身に過度の負担がかからない通学方法を柔軟に運用します。

イ 地域の施設としての役割

生涯学習やスポーツ等の活動場所など、地域コミュニティを形成する場所であり、防災拠点としての役割も兼ね備えているということを踏まえ、各地区の地域性や歴史に十分配慮して学校配置を考えます。

(3) 通学路について

ア 通学路の安全確保

【国の方針】

国は、手引きにおいて通学路の安全確保に関する対応について、以下のとおり示しています。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（27、28 ページ抜粋）」

- ① 通学路の安全点検を教職員や保護者で定期的に実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底する
- ② 集団登下校や保護者等の同伴等、安全な登下校方策を策定・実施する
- ③ 学校安全ボランティアの養成・配置を含め、児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備する
- ④ 警察と連携して登下校時のパトロールを実施するほか、不審者情報等について、保護者、地域の関係団体等との間での迅速な情報共有が行われるような取組を促進する
- ⑤ 児童生徒に危険予測回避能力を身に付けさせるための教育を充実させる（児童生徒に安全マップを作成させる、防犯教室を実施する等）

【愛西市の方針】

愛西市では、通学路の安全確保の一環として、毎年、通学路合同点検（以下、「合 同点検」という。）を実施しています。合同点検は、各小学校にて通学路点検の実施後、教育委員会へ危険箇所の報告をいただき、警察や道路管理者と連携して、点検を実施しています。合同点検は今後も継続し、通学路の安全を確保します。

また、統合により、新たに通学路となる箇所については、交通事故や不審者による犯罪の防止等の取組を行う必要があります。国が示す対応に加え、道路管理者や警察と連携して、街路灯、カーブミラー、横断歩道の新設・移設等についても必要に応じて整備を進め、新たな通学路についても安全を確保します。

2. 基本計画策定の視点

検討協議会より教育委員会へ提出された「基本計画（協議会案）」に記載されている以下5つの視点を参考に、基本計画を策定します。

（1）過小規模化の防止

中学校では専科教員が不足し、小学校でも複式学級が採用され、子どもたちの学びに非常に大きな影響を与える可能性があります。現在、過小規模校となっている学校への対策を早急に実施するとともに、今後過小規模校が見込まれる学校も、防止に向けた検討や対策が必要です。

（2）中学校の適正規模化の優先

小規模校には利点と課題がともにありますが、とりわけ、中学校では課題が多く見られる傾向があります。発達段階に応じた社会性や自己肯定感が獲得できるように、中学校の適正規模化を優先して実施します。

（3）適正規模化に向けた検討

基本方針で下限と示された全学年一学級の小学校でも、過小規模化の防止はもとより、子どもたちの学びにおいて、小規模校としての課題が顕在化すれば、これを解消しなければなりません。将来の児童生徒数と、小規模校の利点として見られる傾向とのバランスを注視し、通学区域や通学方法、地域の歴史や特性に十分配慮しながら、適正規模化に向けた検討を行う必要があります。

（4）学校配置と通学

学校の統廃合により、児童生徒の通学距離や時間は大きく変化します。時間的・財政的な制約を考慮しつつ、適正な通学距離、通学時の安全、過度な負担の回避、児童生徒の体力保持など、様々な観点から学校配置と通学距離、通学方法について検討します。

（5）老朽化対策の実施

全ての学校において施設・設備面と機能面の両面での老朽化対策が必要ですが、18校と対象が非常に多く、同時実施は困難です。予防保全対策で長寿命化を図ることができる学校も考えられ、早急に必要な調査を実施し、適正化の検討と合わせて効率的に進める必要があります。

「愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画（協議会案）」より

3. 基本計画における学校規模等適正化並びに老朽化対策を図る手法

「基本計画（協議会案）」を基に、学級数、児童生徒数の推移、老朽化の状況を見ながら、学校規適正規模化及び老朽化対策を図るため、以下の手法により、より良い教育環境を整備していきます。

（1）中学校の統廃合

過小規模校及び小規模校の中学校における課題は、小学校に比べると非常に多いです。中学校の適正規模化を進めていくことにより、以下3つの効果が期待できます。そのため、中学校における適正規模化は老朽化の状況を踏まえつつ、発達段階に応じた社会性や自己肯定感が獲得できるように、小学校よりも中学校の適正規模化を優先して進めていきます。

ア 教科専門の正規教員を揃えることができる

学校に配置される教員は、学校の規模によって決まります。中学校は9教科あり、適正規模校の中学校であれば教科専門の教員が揃います。逆に、過小規模校及び小規模校の中学校では、教科専門の教員が不足してしまう可能性があります。もし、教科専門の教員が教科ごとに一人だけ配置できたとしても、休職や出張によって教科専門の教員が揃わないことも予想されます。教員の数が増えると、教科ごとに複数の教員が配置され、その不安を払拭することができます。さらに、生徒と教員とのコミュニケーションが取れ、生徒の能力がより引き出される機会が増えることが期待できます。

図表 39：中学校における正規教員配置数

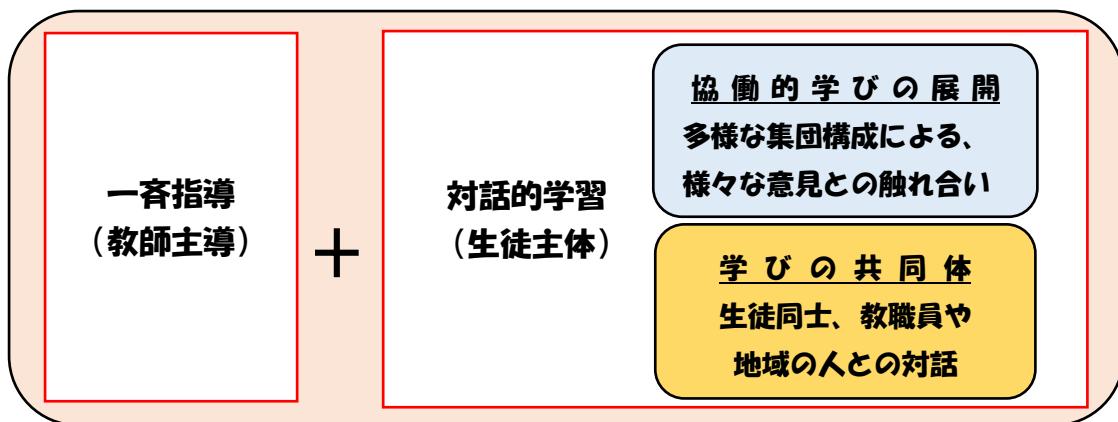
	過小規模校			小規模校			適正規模校
通常学級数	3	4	5	6	7	8	9～18
正規教員数(人)	8	9	10	11	12	14	15～29

(注) 正規教員数には、校長及び養護教諭は含まれていません。

イ 効果的な学びの展開が期待できる

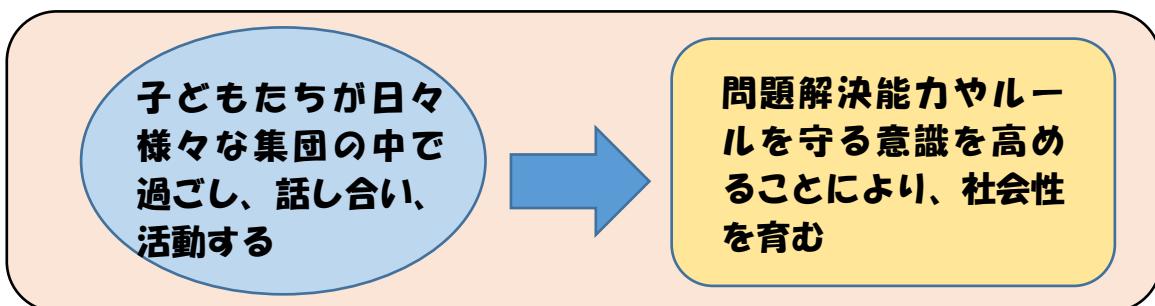
学校に一定の規模がないと、運動会のクラス対抗や集団競技、音楽の合唱等、集団を前提とした授業が難しくなります。また、現代の授業形式は、教員が生徒に知識を伝授する、といった授業形式から、生徒たちが自ら課題を見つけ、主体的に学び合ったり、生徒同士、生徒と教員が協力し、対話を通じて議論を深め、様々な視点で考えを深めていったり、といった授業形式が求められています。

学校が一定の規模をもつことで、多様な意見に触れたり、学習活動の内容によっては、クラスを超えた集団を編成したりできるようになり、生徒たちに、より効果的な学びを展開することが期待できます。



ウ 社会性を育む機会を設けることができる

学級数が少なくなると、クラス替えができず、人間関係が固定化しやすくなります。児童生徒間のコミュニケーションがとれ、人間関係が深まる、という利点もある反面、友達作りが広がりにくかったり、人間関係につまずいた時の修復が難しかったり、といった課題も見受けられます。学校に一定の規模が確保されていることで、多様な考えに触れ、認め合い、競い合う機会が多くなります。問題解決の力や人間関係を築く力を育て、社会性や規範意識が身に付いていくことが期待できます。



(2) 小学校の統廃合

過小規模化が見込まれる小学校については、利点よりも課題が多いため、老朽化の状況を踏まえつつ、優先的に適正化事業に取り組みます。小規模化が見込まれる小学校については、中学校に比べると小規模校の利点を生かす場面が多いため、早急な適正規模化を図る必要はないと考えます。しかし、利点と課題のバランスを注視し、今後の学級数や児童数、既存施設の老朽化を踏まえ、必要に応じて小学校の統廃合を検討していきます。

(3) 通学方法

国の基準では、小学生はおおむね4キロメートル以内、中学生の通学距離はおおむね6キロメートル以内で、歩行や自転車での通学が原則となっていますが、学校適正規模化によって通学距離が長くなる児童生徒に対して、無償でスクールバスを運行し、安全で心身に過度の負担がかからない通学方法を柔軟に運用します。

(4) 通学路

交通事故や不審者による犯罪が起きないようにするため、学校、道路管理者及び警察と連携し、安全な通学路の選定及び整備をします。

(5) 老朽化対策

老朽化対策検討委員会より提出された「老朽化対策提言書」を基に、最も深刻な老朽化の状態を示す「区分Ⅰ」に該当する学校施設を優先的に、以下の点について十分な検討を加えて、施設の改築・改修等の対応をしていきます。

なお、区分Ⅰに該当しない学校についても、老朽化状況を注視しながら、隨時対応していきます。

ア 施設・設備面

- ・既存施設の老朽化状況を専門的に調査し、老朽化対策の手法を検討します。
- ・改築や改修を実施する場合は、地震や風水害などの自然災害から児童生徒等の命を守り、被災後の教育活動等の早期再開が可能となるような施設を計画します。また、安定した学校運営を継続するため、維持管理が容易に分かりやすくなるような施設設備を計画します。
- ・予防保全を実施する場合は、長期にわたって施設を利用できるよう計画的にメンテナンスを実施します。
- ・地域の避難所として必要な施設設備について検討します。

イ 機能面

- ・児童生徒の生活の場、居場所として、また教職員の働く場所として相応しい快適さとゆとりを確保できるよう配慮します。
- ・全ての児童生徒、教職員等が安全に学校生活を送れるようバリアフリーな施設を計画します。
- ・カウンセリング、教育相談、教室に入れない児童生徒の利用など、多様なニーズに対応できるような施設を確保します。
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に学ぶことができる施設となるよう計画します。
- ・多様な学習内容や学習形態への対応、児童生徒の主体的な学習活動を支援できるよう校内の機能を充実します。

4. 具体的施策について

(施策 1) 佐屋小学校の老朽化対策

佐屋小学校は、老朽化区分Ⅰにあたり、南校舎については建築からまもなく60年となります。児童数を注視し、校舎の必要な面積を検討し、速やかに老朽化対策を実施する必要があります。

ア 施設整備の手法

既存施設の劣化状況等を把握するため、健全度調査及び耐力度調査を実施します。調査の結果に基づいて、改築あるいは大規模改修といった老朽化対策の手法を決定します。その後、基本調査・設計・工事を実施します。

イ 準備

改築あるいは大規模改修のために、学校の全体像の決定や、児童数の推計から、今後必要となる規模や教室数等を検討します。

ウ 児童数・正規教員数（見込）

児童・正規教員数は、以下のとおり見込まれ、学校規模は適正規模となります。ただし、特別支援学級への進学者や学級編成の基準が見直された場合等により、変動する可能性があります。

図表 40：佐屋小学校の児童数・正規教員数(見込)

年度		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計	正規教員数(人)
R6	児童数(人)	94	86	100	82	101	81	544	22
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	
R7	児童数(人)	101	94	86	100	82	101	564	22
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	
R8	児童数(人)	94	101	94	86	100	82	557	22
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	
R9	児童数(人)	74	94	101	94	86	100	549	22
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	
R10	児童数(人)	79	74	94	101	94	86	528	22
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	
R11	児童数(人)	74	79	74	94	101	94	516	22
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	

(施策 2) A中学校（仮称）を現在の佐屋中学校の場所に配置

立田中学校は、令和 9 年度から 5 学級となり、過小規模校になると見込まれています。将来長く適正規模校を実現するために佐屋中学校と立田中学校を統合し、佐屋中学校に配置します。

佐屋中学校は老朽化区分 I のため、生徒数を注視し、校舎の必要な面積を検討し、速やかに老朽化対策を実施する必要があります。

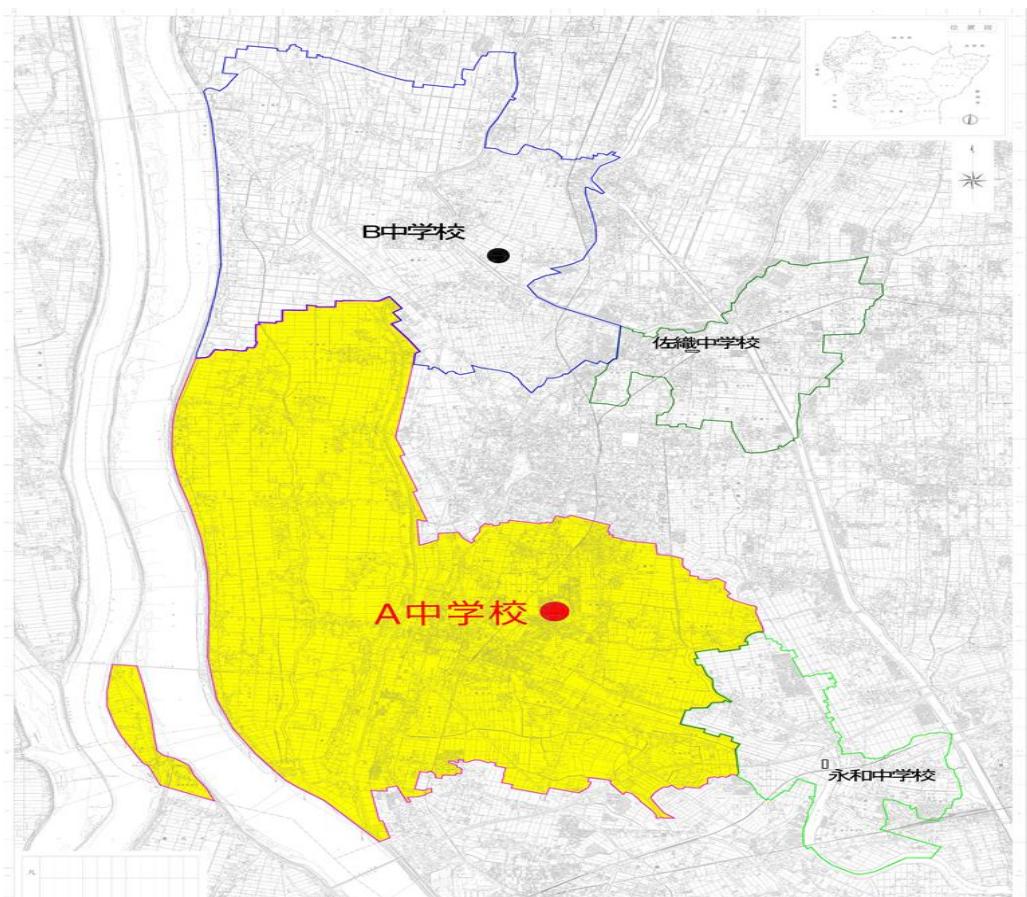
ア 施設整備の手法

既存施設の劣化状況等を把握するため、耐力度調査等を実施します。調査の結果に基づいて、改築あるいは大規模改修といった老朽化対策の手法を決定します。その後、基本調査・設計・工事を実施します。なお、健全度調査については、平成 30 年度に実施しているため、新たに実施しません。

イ 学区

現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部とします。ただし、立田中学校区在住の生徒で、後述する（施策 3）の B 中学校までの通学距離・通学時間が、A 中学校に比べて短く、かつ、B 中学校への進学を希望する場合は、B 中学校へ進学することができるようになります。

図表 41：A中学校（仮称）の学区



ウ 通学

自転車とスクールバスとします。スクールバスは、通学距離が6キロメートルを超える地域を基準にしつつ、6キロメートル未満の地域でも安全面や通学時間考慮し、弾力的に運用します。

エ 交流

当該中学校で学校行事や部活動、生徒会活動等事前交流を図ります。

オ 準備

A中学校の開校に向け、校名や教育内容、学校経営、PTA等幅広く検討していく組織を設置します。

カ 統合後の生徒・正規教員数（見込）

統合後の生徒・正規教員数は、以下のとおり見込まれ、学校規模は適正規模となります。ただし、特別支援学級への進学者や学級編成の基準が見直された場合等により、変動する可能性があります。

図表 42：A中学校の生徒・正規職員数（見込）

年度		1学年	2学年	3学年	計	正規教員数(人)
R6	生徒数(人)	217	206	240	663	31
	学級数	7	6	6	19	
R7	生徒数(人)	188	217	206	611	29
	学級数	6	6	6	18	
R8	生徒数(人)	220	188	217	625	29
	学級数	7	5	6	18	
R9	生徒数(人)	188	220	188	596	27
	学級数	6	6	5	17	
R10	生徒数(人)	200	188	220	608	27
	学級数	6	5	6	17	
R11	生徒数(人)	189	200	188	577	25
	学級数	6	5	5	16	
R12	生徒数(人)	209	189	200	598	25
	学級数	6	5	5	16	
R13	生徒数(人)	202	209	189	600	27
	学級数	6	6	5	17	
R14	生徒数(人)	191	202	209	602	29
	学級数	6	6	6	18	
R15	生徒数(人)	152	191	202	545	25
	学級数	5	5	6	16	
R16	生徒数(人)	147	152	191	490	22
	学級数	5	4	5	14	

(注) 正規教員数には、校長及び養護教諭は含まれていません。

(施策3) B中学校（仮称）を現在の佐織西中学校の場所に配置

八開中学校は、令和5年度現在全ての学年で単学級のため、既に過小規模校になっています。将来長く適正規模校を実現するために八開中学校と佐織西中学校を統合し、佐織西中学校に配置します。

佐織西中学校は老朽化区分IVとなっていますが、老朽化対策を実施する必要があります。生徒数を注視しつつ、校舎の必要な面積を検討し、準備ができ次第、速やかに実施していきます。

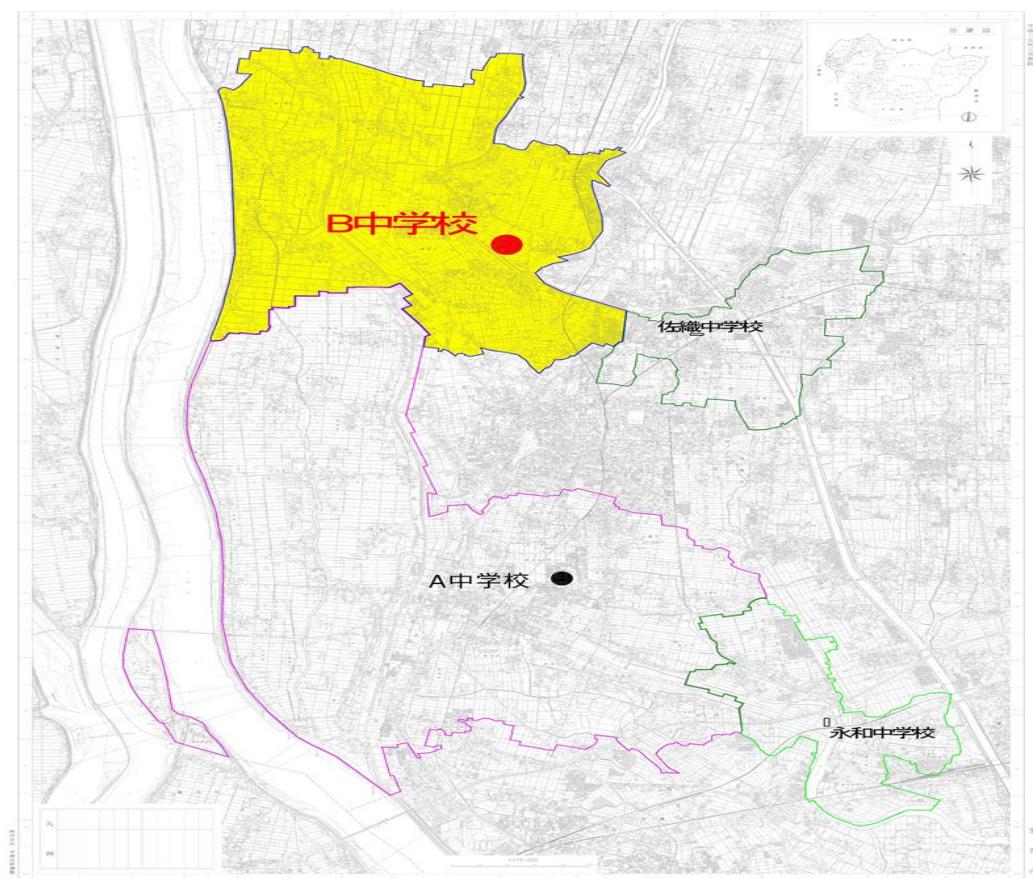
ア 施設整備の手法

既存施設の劣化状況等を把握するため、健全度調査及び耐力度調査を実施します。調査の結果に基づいて、改築あるいは大規模改修といった老朽化対策の手法を決定します。その後、基本調査・設計・工事を実施します。

イ 学区

現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部とします。ただし、立田中学校区在住の生徒で、B中学校までの通学距離・通学時間が、A中学校に比べて短く、かつ、B中学校への進学を希望する場合は、B中学校へ進学することができるようになります。

図表43：B中学校（仮称）の学区



ウ 通学

距離は、最遠地で5キロメートル未満と見込まれるため、自転車とします。

エ 交流

当該中学校で学校行事や部活動、生徒会活動等事前交流を図ります。

オ 準備

B中学校の開校に向け、校名や教育内容、学校経営、給食の提供、PTA等幅広く検討していく組織を設置します。

カ 統合後の生徒・正規教員数（見込）

統合後の生徒・正規教員数は、以下のとおり見込まれ、学校規模は適正規模校となります。ただし、特別支援学級への進学者や学級編成の基準が見直された場合等により、変動する可能性があります。

図表44：B中学校の生徒・正規教員数（見込）

年度		1学年	2学年	3学年	計	正規教員数(人)
R6	生徒数(人)	96	122	126	344	18
	学級数	3	4	4	11	
R7	生徒数(人)	102	96	122	320	17
	学級数	3	3	4	10	
R8	生徒数(人)	104	102	96	302	15
	学級数	3	3	3	9	
R9	生徒数(人)	104	104	102	310	15
	学級数	3	3	3	9	
R10	生徒数(人)	110	104	104	318	17
	学級数	4	3	3	10	
R11	生徒数(人)	93	110	104	307	15
	学級数	3	3	3	9	
R12	生徒数(人)	98	93	110	301	15
	学級数	3	3	3	9	
R13	生徒数(人)	100	98	93	291	15
	学級数	3	3	3	9	
R14	生徒数(人)	95	100	98	293	15
	学級数	3	3	3	9	
R15	生徒数(人)	84	95	100	279	15
	学級数	3	3	3	9	
R16	生徒数(人)	88	84	95	267	15
	学級数	3	3	3	9	

(注) 正規教員数には、校長及び養護教諭は含まれていません。

(施策4) C小学校（仮称）を現在の立田中学校の場所に配置

立田南部小学校と立田北部小学校は、令和5年度現在全ての学年で単学級のため小規模校となっており、今後過小規模校となる可能性もあります。

立田中学校は、老朽化区分Iのため、早急の老朽化対策が必要となります。

立田南部小学校と立田北部小学校を統合し、現在の立田中学校の場所に新たな小学校を設置します。

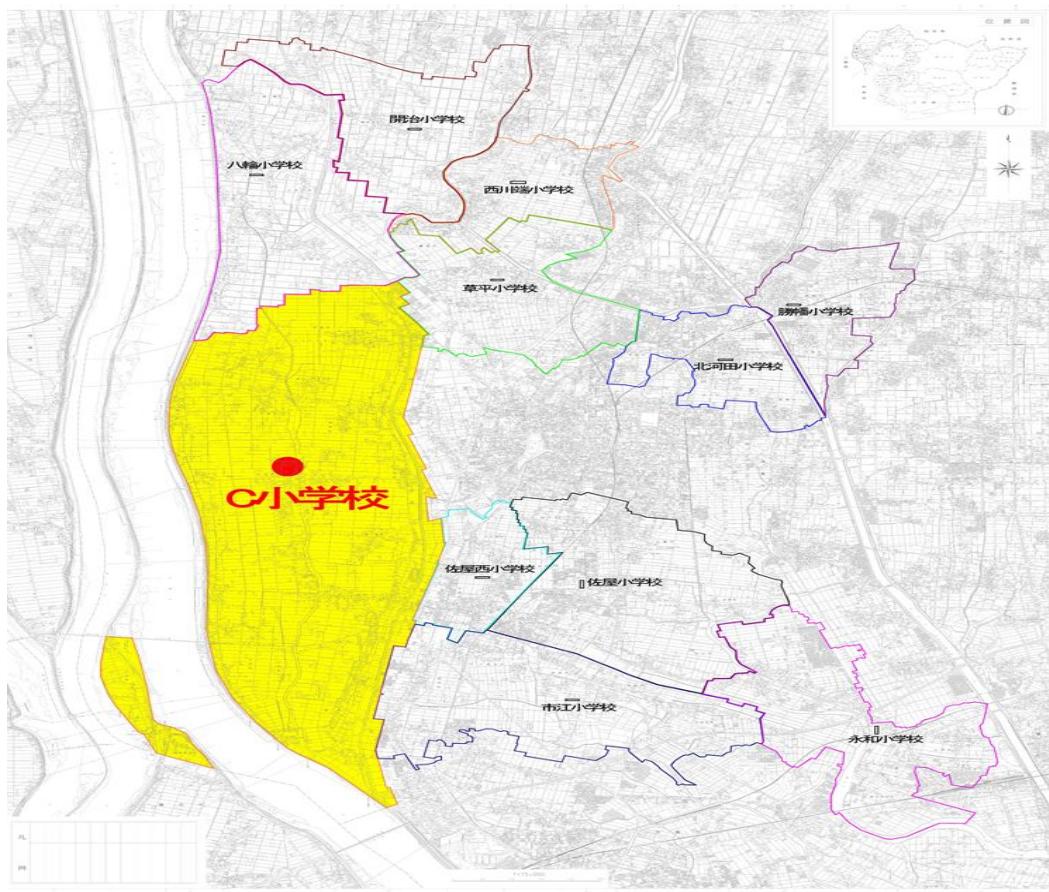
ア 施設整備の手法

既存施設の劣化状況等を把握するため、健全度調査及び耐力度調査を実施します。調査の結果に基づいて、改築あるいは大規模改修といった老朽化対策の手法を決定します。その後、基本調査・設計・工事を実施します。

イ 学区

現在の立田南部小学校校区と立田北部小学校校区の全部とします。

図表45：C小学校（仮称）学区



ウ 通学

徒歩とスクールバスとします。スクールバスは、通学距離が4キロメートルを超える地域を基準にしつつ、4キロメートル未満の地域でも安全面や通学時間等を考慮し、通学団での登下校となるよう弾力的に運用します。

エ 交流

当該小学校間で学校行事や児童会活動等事前交流を図ります。

オ 準備

C小学校の開校に向け、校名や教育内容、学校経営、放課後児童クラブ、PTA等幅広く検討していく組織を設置します。

カ 統合後の児童・正規教員数（見込）

統合の児童・正規教員数は、以下のとおり見込まれ、学校規模は小規模校となります。ただし、特別支援学級への進学者や学級編成の基準が見直された場合等により、変動する可能性があります。

図表 46：C小学校の児童・正規教員数（見込）

年度		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計	正規教員数(人)
R6	児童数(人)	39	32	44	27	42	46	230	12
	学級数	2	1	2	1	2	2	10	
R7	児童数(人)	37	39	32	44	27	42	221	12
	学級数	2	2	1	2	1	2	10	
R8	児童数(人)	34	37	39	32	44	27	213	11
	学級数	1	2	2	1	2	1	9	
R9	児童数(人)	20	34	37	39	32	44	206	11
	学級数	1	1	2	2	1	2	9	
R10	児童数(人)	27	20	34	37	39	32	189	10
	学級数	1	1	1	2	2	1	8	
R11	児童数(人)	23	27	20	34	37	39	180	10
	学級数	1	1	1	1	2	2	8	

(注) 正規教員数には、校長及び養護教諭は含まれていません。

(施策 5) 学校施設の老朽化対策等について

前記（施策 1）～（施策 4）の施策に関連しない学校施設についても、雨漏りや校舎壁の剥離が発生しており、子どもたちにとって安全・安心な教育環境を整えるためには対策を講じる必要があります。そのため、老朽化対策検討委員会より提出された「老朽化対策提言書」を基に、対応していきます。

また、「防災・減災、国土強靭化のための 5か年加速化対策」（出典：内閣官房）を始め、学校を取り巻く各計画や指針に合わせ、以下の対策についても進めています。

ア 空調設備の整備

教育委員会では、平成 30 年度より普通教室、音楽室や理科室等の特別教室を中心に空調設備の整備を進めてきました。しかし、立田中学校を除く小中学校体育館には、空調設備が整備されていません。体育館は、学校施設としての機能はもちろんのこと、避難所としての機能も有しているため、計画的に整備していきます。

イ バリアフリー化

学校施設は、障がいのある児童生徒等が、支障なく安心して学校生活が送れるようになる必要があります。そのため、多目的トイレやエレベーター等の整備が求められています。

多目的トイレについては、令和 5 年度時点で市内小中学校 18 校のうち 14 校に整備されています。今後も必要に応じて整備を進めています。

また、エレベーターについては、佐織中学校を除く小中学校では、整備されていません。改築をする学校については、新たにエレベーターを設置することは可能ですが、それ以外の学校施設にエレベーターを設置することは現実的ではありません。しかし、スロープの設置等可能な限りの整備は必要に応じて進めています。

ウ 予防保全

佐織中学校を始めとした比較的新しい学校施設については、施設に問題が発生する前に改修を行うことにより、問題が発生することを未然に防ぎます。それにより、学校施設の維持管理・更新の費用が平準化し、設備の長寿命化を図ることができる等、様々なメリットがあります。そのため、計画的に予防保全に努めています。

エ 照明の LED 化

国は、平成 28 年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030 年までに照明の LED 化を 100% 普及させる方針を打ち出しています。また、令和 5 年 11 月に蛍光灯の製造が 2027 年末で製造及び輸出入が禁止されました。それらを踏まえ、小中学校においても、順次照明の LED 化を計画的に進め、環境に配慮した学校施設を整備していきます。

V. 計画の進め方

1. 学校施設の整備に向けて

(1) 調査

ア 健全度調査

構造躯体の健全性、躯体以外の劣化状況等を調査します。

イ 耐力度調査

建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響を総合的に調査します。

ウ 基本調査

測量、地質、児童生徒数の想定や施設配置図、駐車場や駐輪場等の必要施設の規模、関連法令等、改築や大規模修繕に必要なことを調査します。

(2) 設計

ア 基本設計

基本調査を基に校地の条件等を建築基準法等の関連法令に照らし合わせ、平面、立面等の基本設計図を作成するとともに、改築等に係る概算金額を積算します。

【主な実施内容】

- ・基本設計図書、基本設計説明書の作成
- ・配置図、各階平面図、立面図、断面図の作成
- ・意匠、構造、電気設備、空気調和設備、衛生設備、外構、備品等の各図面の作成

イ 実施設計

基本設計図書を基に、詳細の設計を行うとともに、工事の契約及び実施に向け、詳細な仕様及び整備費用を決定します。

【主な実施内容】

- ・実施設計図書の作成
- ・各工事仕様書の作成
- ・工事費積算書の作成
- ・工事契約関連資料作成

(3) 施工

設計図書を基に、施工します。

2. 通学

(1) 通学方法

ア 小学生

学校の統合により通学する学校が変更となる児童について、通学距離がおおむね4キロメートル未満の地域は、原則徒歩とし、おおむね4キロメートルを超える地域は原則スクールバスとします。ただし、通学距離がおおむね4キロメートル未満の地域におけるスクールバスについても、安全面や通学時間等を考慮し、柔軟に運用します。

イ 中学生

学校の統合により通学する学校が変更となる生徒について、通学距離がおおむね6キロメートル未満の地域は、原則自転車とし、徒歩を希望する場合は徒歩とします。また、おおむね6キロメートルを超える地域は原則スクールバスとします。ただし、通学距離がおおむね6キロメートル未満の地域におけるスクールバスについても、安全面や通学時間等を考慮し、柔軟に運用します。

(2) 通学路の決定・整備

徒歩及び自転車で通学をする場合、安全に通うことができる通学路がどの道なのか、後述する準備委員会（仮称）にて協議し、決定します。通学路の決定後、道路管理者や警察と協議を行いながら、通学路の整備を進めていきます。

また、スクールバスで通学する場合、運行ルート、停留所の位置、運行台数、運行時間等を決定します。

3. 関係校の事前交流

学校の統合を進める中で、課題とされる統合後の人間関係に不安を抱くことが予想されます。子どもたちが不安な気持ちを払拭して新しい学校に通えるために関係校の児童生徒の交流を進めています。

4. 各施策の実現に向けた体制

(1) 準備委員会（仮称）

学校、保護者、地域住民、市職員、児童生徒、教育委員会等、各施策の関係者で構成する準備委員会を設置し、以下の項目について検討・協議をしていきます。

【建物の改築や大規模改修に係る主な検討項目】

- ・当該学校の状況、独自性、地域性等を踏まえ、新たな学校施設の全体像
- ・児童生徒数の推計から、必要と考えられる面積、教室必要となる施設や設備 等

【学校適正規模化に係る主な検討項目】

- ・校名、校歌、校章、校訓等の決定方法について
- ・教育内容や学校経営について
- ・P T Aや地域コミュニティとの関わりに関する方針について
- ・通学方法や通学路について
- ・跡地利用
- ・事前交流や再編後の子どもたちへのケアに関する手法について 等

(2) 愛西市立小中学校適正化事業プロジェクトチーム

各施策の実施にあたり、教育部局だけでは解決できない問題に対応するため、市長部局の担当課とプロジェクトチームを編成し、以下の項目について検討・協議をしていきます。

【主な検討項目】

- ・通学路の安全確保について
- ・通学距離及び通学時間に配慮した通学手段の確保について
- ・学区再編に向けての施設整備等について
- ・通学区の再編時期にあたる児童生徒等への配慮について
- ・部活動の選択と充実について
- ・地域の理解、地域との連携について
- ・防災拠点（校舎の利活用）について
- ・跡地利用
- ・地域コミュニティの形成について

(3) 情報公開及び市民との意見交換

広報あいさいやホームページを用いて、検討内容や事業実施の状況を市民へ発信するとともに、設置を予定する準備委員会（仮称）と協議して進めていきます。

5. 基本計画の進捗管理

各施策を着実に実施するため、以下のとおり進捗管理を行います。

- ・毎年度、教育委員会及び総合教育会議※3にて進捗状況を報告します。
- ・毎年度、社会情勢を注視し、必要に応じて事業の見直しをします。

※3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に規定。

市長部局と教育委員会が連携して教育行政の推進を図ることを目的とする会議。